

第3期 恵庭市地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

【素案】

平成28年 月

恵庭市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 他の計画との関連	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の推進体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 統計から見た恵庭市の状況	5
(1) 人口の推移等	5
(2) 障がいのある方の状況	8
(3) 出生の状況	10
(4) 生活保護受給者の推移	11

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念	12
2. 基本目標及び施策	13
■基本目標1■ 基本理念の共有化による地域福祉の推進	13
施策1 地域福祉の意識啓発	13
施策2 福祉教育の推進	14
■基本目標2■ 地域における福祉サービスの適切な利用促進	15
基本施策1 福祉に関する相談体制の充実	15
施策1 相談支援窓口・体制の充実	15
施策2 情報提供体制の充実	17
施策3 生活困窮者支援対策への取組	18
基本施策2 地域福祉ネットワークの構築	19
施策1 地域福祉ネットワーク化の推進	19
施策2 虐待防止・DV防止の推進	20
施策3 関係機関との連携強化	21
基本施策3 福祉サービスを安心して利用できるシステム	22
施策1 権利擁護の推進	22
施策2 苦情相談などの周知	23
■基本目標3■ 地域における社会福祉事業の健全な発達の促進	24
基本施策1 福祉サービス事業の育成	24
施策1 福祉サービス事業の充実	24

基本施策 2	福祉を担う人材の育成	25
施策 1	人材の育成・確保	25
■基本目標 4	■ 地域福祉に関する活動への市民参加の促進	26
基本施策 1	恵庭市社会福祉協議会との連携強化	26
施策 1	恵庭市社会福祉協議会との連携強化	26
基本施策 2	民生委員児童委員活動の推進	27
施策 1	民生委員児童委員の活動支援	27
基本施策 3	地域の力による福祉活動の推進	27
施策 1	地域福祉活動への支援	27
施策 2	地域福祉のつながりの活用	28
施策 3	地域における見守り活動の推進	29
基本施策 4	ボランティアとNPO法人などによる地域福祉活動の促進	30
施策 1	ボランティア活動の活発化と人材の養成	30
施策 2	NPO法人への支援	31
■基本目標 5	■ これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進	32
基本施策 1	魅力あるまちづくり	32
施策 1	子育て支援のまちづくり	32
施策 2	花のまち 恵庭	33
基本施策 2	福祉でまちづくり	33
施策 1	交通環境の整備	33
施策 2	バリアフリーのまちづくり	34
施策 3	就労支援の充実	34
基本施策 3	災害時に備えたまちづくり	35
施策 1	地域防犯・交通安全の推進	35
基本施策 4	安全で安心なまちづくり	36
施策 1	地域防災の推進	36

第4章 計画の推進に向けて

1.	地域福祉推進のための連携・協働	38
(1)	市民の役割	38
(2)	福祉サービス事業者の役割	38
(3)	市の役割	38
2.	計画の周知	39
3.	計画の進行管理	39
	第3期恵庭市地域福祉計画の体系	40

資料編

【資料1】第2期地域福祉計画の取り組み状況について	43
【資料2】地域福祉懇談会の内容について	55
【資料3】策定までの経過	63
【資料4】恵庭市社会福祉審議会委員名簿	64
【資料5】恵庭市社会福祉審議会条例	65
【資料6】恵庭市保健福祉推進会議設置要綱	67

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、社会情勢の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域の中で孤立する人や地域への関心が低い人が増加し、コミュニティで培われた地域に住む住民同士のつながりの希薄化がみられます。

また、そのような中、家庭における介護や養育の困難化、ひとり暮らし高齢者の孤独死や老老介護、児童虐待、引きこもり、生活困窮者への対応など地域における様々な課題が起こっており、新たな社会問題となっています。

このように社会情勢の複雑化が進行している現在、これまで高齢者や障がい者、そして子ども等に関する個々の制度の中で対応してきており、きめ細やかなニーズに充分応えることができるよう、自助・共助等それぞれ互いの努力を基本にしながら、サービス供給者としての行政や事業者が、適切に福祉サービスを提供するなど福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、地域住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要となります。

このため、国においては平成12年に、社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、市町村に対して地域福祉計画の策定が規定されました。

本市では、そのような社会背景のもと、地域の方々が今後も安心して暮らしが続けられるよう、平成18年に「第1期恵庭市地域福祉計画」を定め、その計画のさらなる推進を図るべく平成23年に「第2期恵庭市地域福祉計画」を策定しました。

これらの計画が平成27年度をもって終了することから、市の福祉施策を地域福祉の観点から見直すとともに、住民同士の助け合いや支え合い、市民・地域・行政の協働を一層進めることで、地域福祉を総合的、計画的に推進するため、「第3期恵庭市地域福祉計画」を策定するものであります。



2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

【社会福祉法（抄）昭和26年法律第45号】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

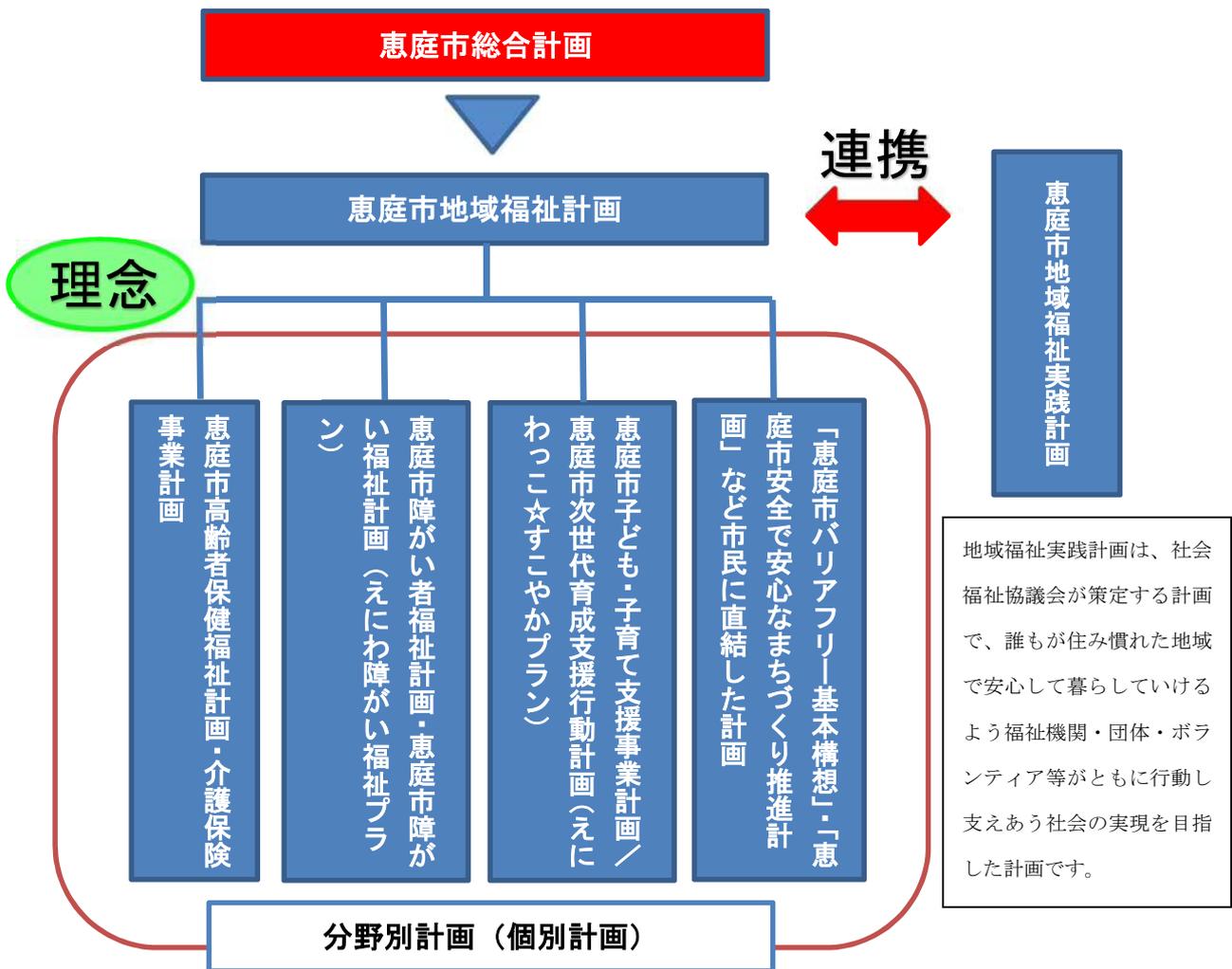
この計画は、個別計画が定める具体的な施策を実現することにより、地域社会全体が増進されることを目的としています。つまり、地域福祉計画は、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たしながら、地域福祉の推進が図られるよう、福祉の理念の実現を図る計画との位置づけになっています。

※個別計画

- ・ 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画
- ・ 恵庭市障がい者福祉計画・恵庭市障がい福祉計画（えにわ障がい福祉プラン）
- ・ 恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画（えにわっこ☆すこやかプラン）
- ・ 恵庭市バリアフリー基本構想
- ・ 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画など

(2) 他の計画との関連

本計画は、「恵庭市総合計画」を上位計画とし、福祉に関する分野別計画（個別計画）は高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとの施策を計画の領域としているのに対し、地域福祉計画はこれらの計画に基づく施策を総合的に推進する上での理念をその内容としています。



(3) 計画の期間

計画の期間は、上位計画である「恵庭市総合計画」の計画開始年度及び恵庭市社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」の計画開始年度にあわせることで密接に連携を図ります。「恵庭市総合計画」の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10ヵ年計画となっていますが、「地域福祉計画」及び「地域福祉実践計画」は、平成28年度から平成32年度までの「5ヵ年」を計画の期間とします。

(4) 計画の推進体制

① 恵庭市社会福祉審議会

恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）により設置した市の附属機関です。委員は、行政以外の団体から推薦を受けた委員と公募委員で構成されており、計画の進捗状況等について確認を行っています。

② 恵庭市社会福祉推進会議

保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は管理職）により行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに進捗状況について検討を行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 統計から見た恵庭市の状況

(1) 人口の推移等

恵庭市の総人口は、平成18年の67,942人から平成27年には68,974人へと、増加していますが、増加の伸びは年を追うごとに鈍化してきています。

また世帯数は伸びを示しているものの、平均世帯人員は減少しており核家族化が進んでいる状況となっています。(図1・2)

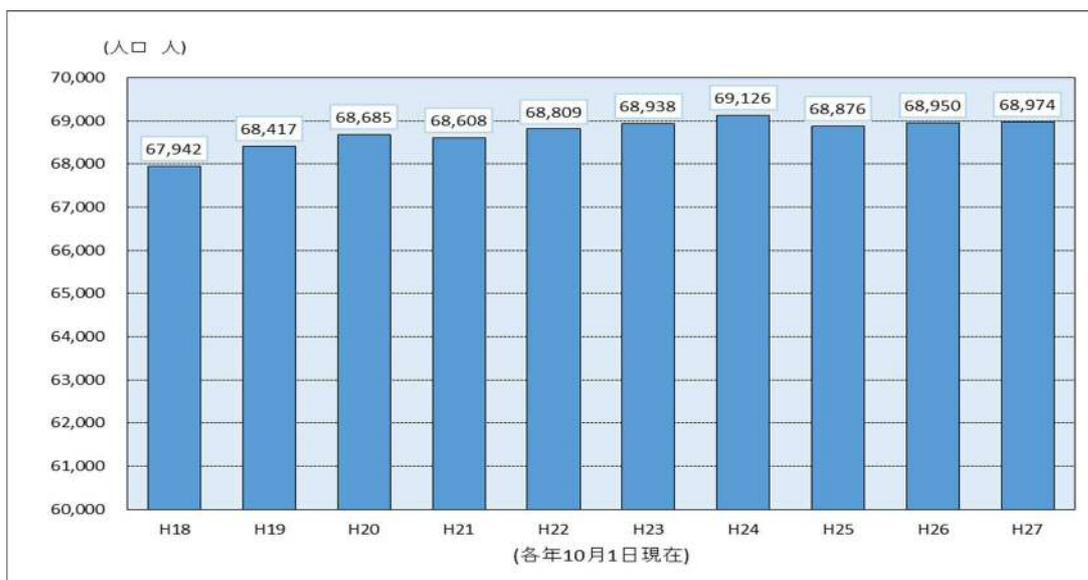


図1 恵庭市の人口の推移 (資料) 生活環境部市民課



図2 恵庭市の世帯数の推移・平均世帯人員 (資料) 生活環境部市民課

恵庭市の年齢(3区分)別人口においては、年少人口(15歳未満)の減少と高齢者人口(65歳以上)の増加が着実に進んでおり、平成27年10月の構成比においては、年少人口が13.4パーセントにとどまり、高齢者人口は25.0パーセントに達しています。(図3・4)

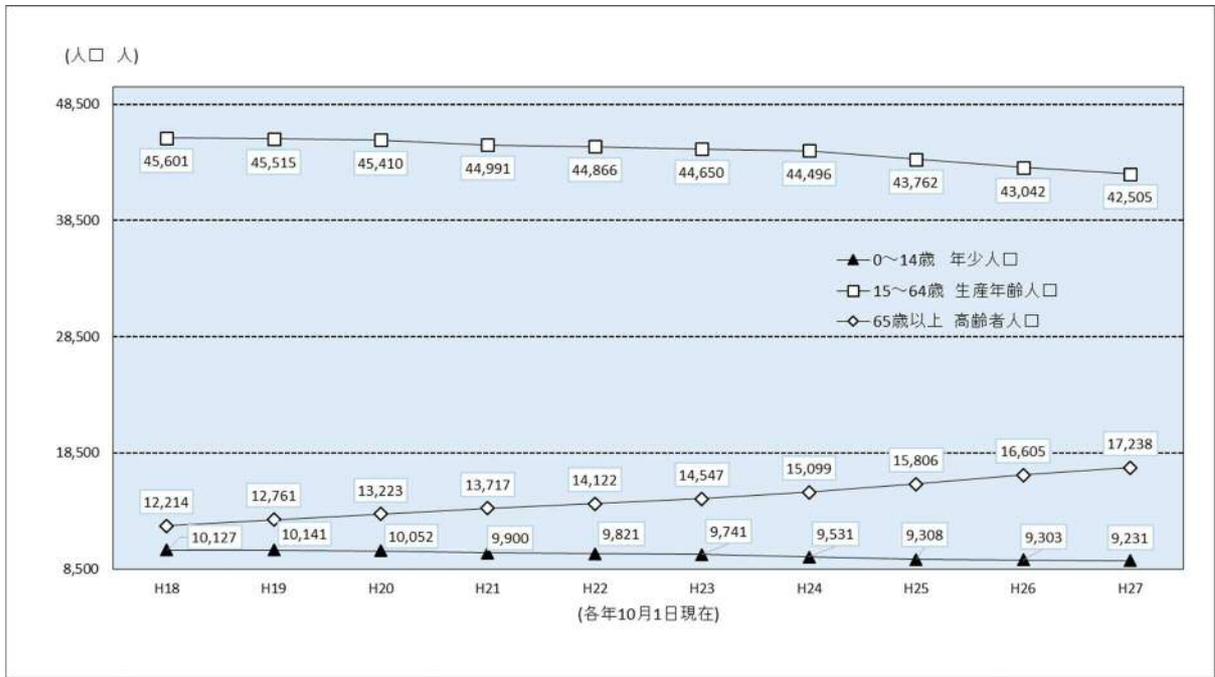


図3 恵庭市の年齢(3区分)別人口の推移 (資料) 生活環境部市民課

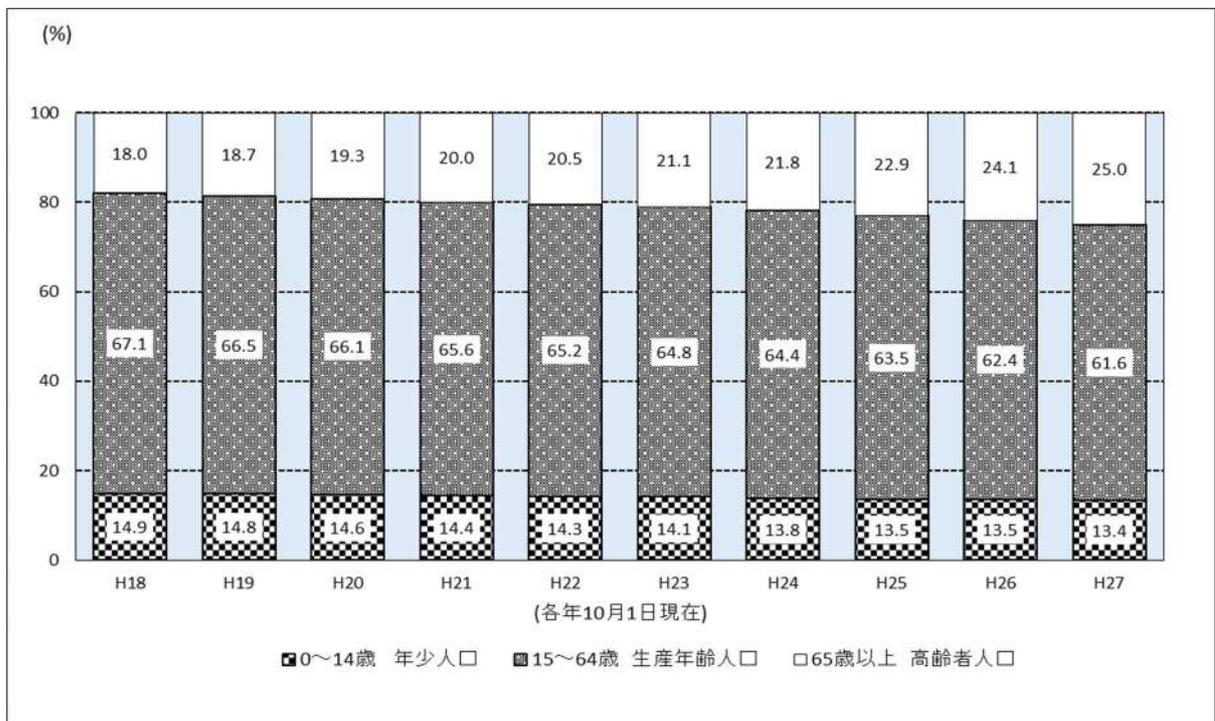


図4 恵庭市の年齢(3区分)別人口の構成比 (資料) 生活環境部市民課

恵庭市人口ビジョンによる将来人口展望においては、総人口は減少し年少人口は低く、高齢者人口は高い割合で推移していくものと予想されています。(図5・6)

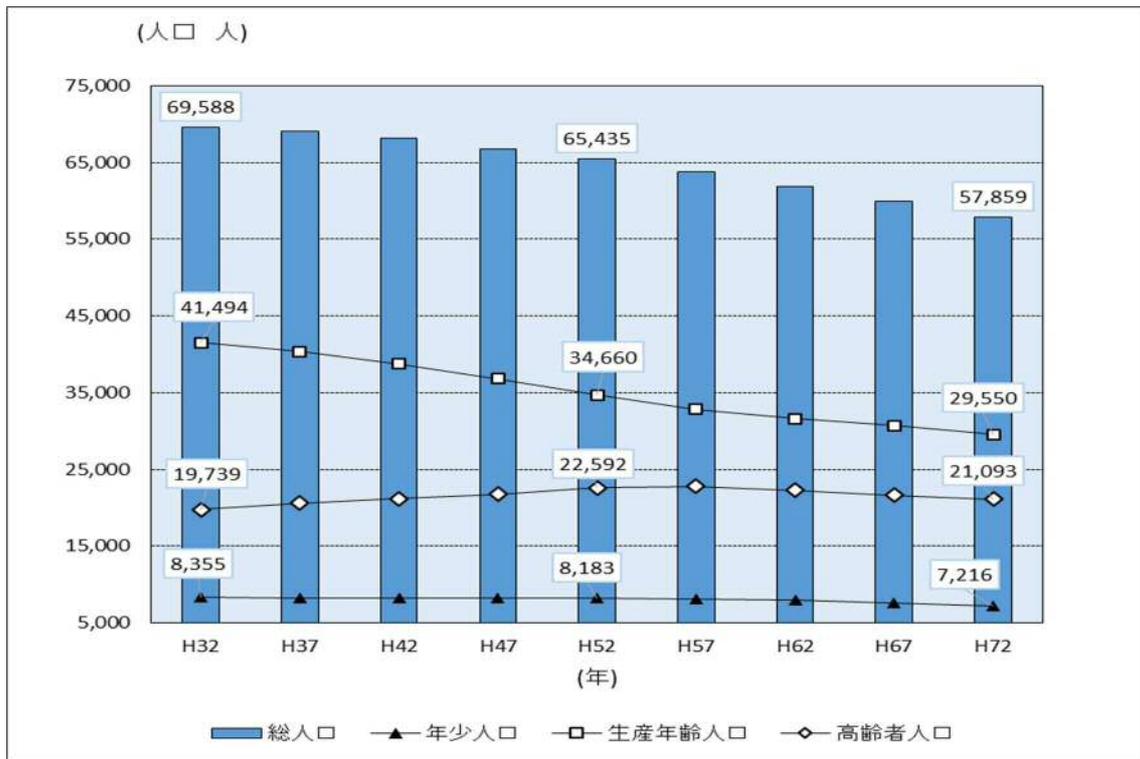


図5 恵庭市の人口将来展望(総人口・年齢3区分別人口の推移)

〈資料〉恵庭市人口ビジョン 企画振興部企画・広報課

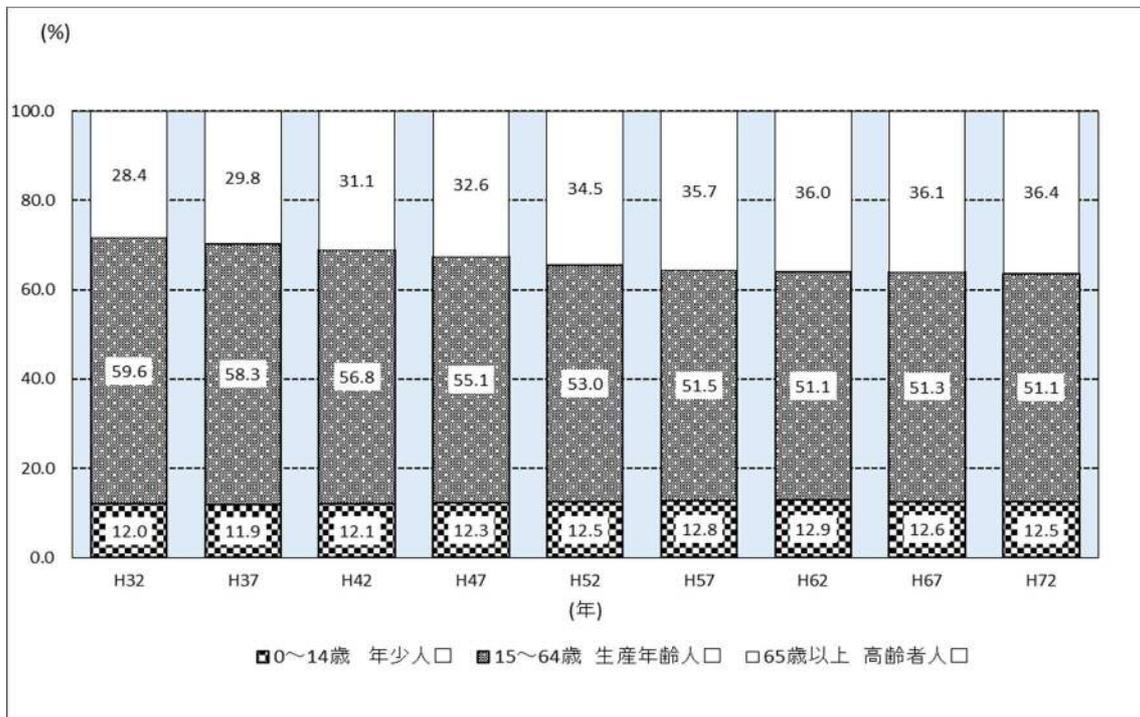


図6 恵庭市の人口将来展望(総人口・年齢3区分別人口比率の推移)

〈資料〉恵庭市人口ビジョン 企画振興部企画・広報課

(2) 障がい者の状況

障がい者数は平成26年度において、3,721人であり人口比では5.40パーセントとなっており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者はそれぞれ人数、人口比ともに増加傾向にあります。(図7・8・9・10)

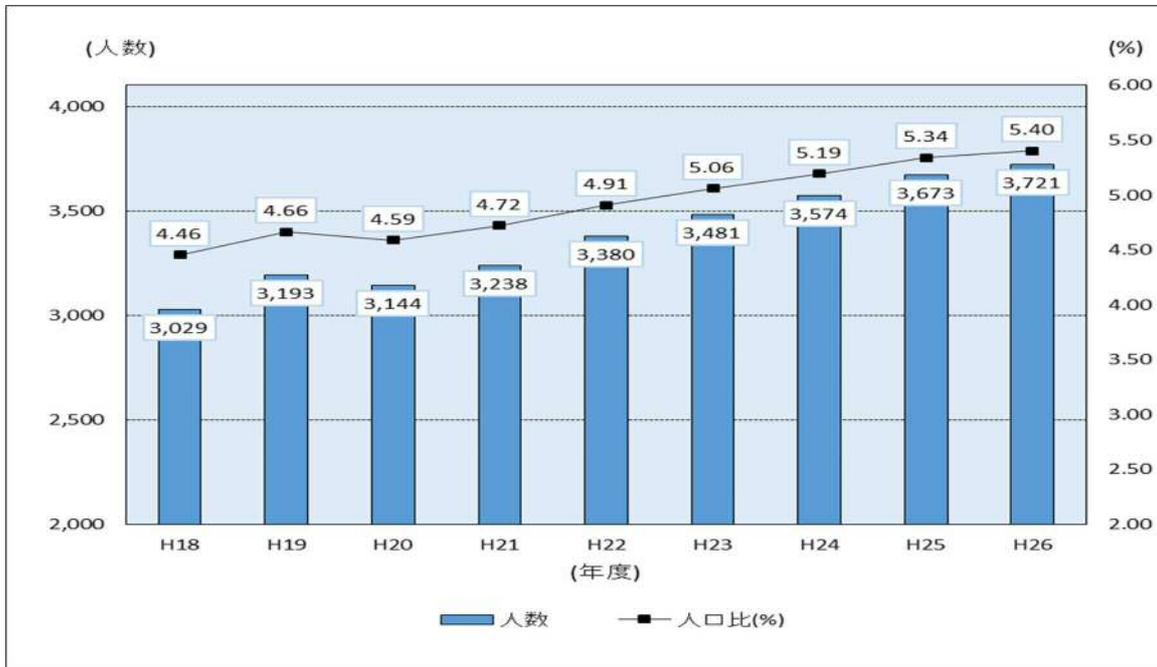


図7 恵庭市の障がい者の推移 (資料) 保健福祉部 障がい福祉課

(身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 合計)

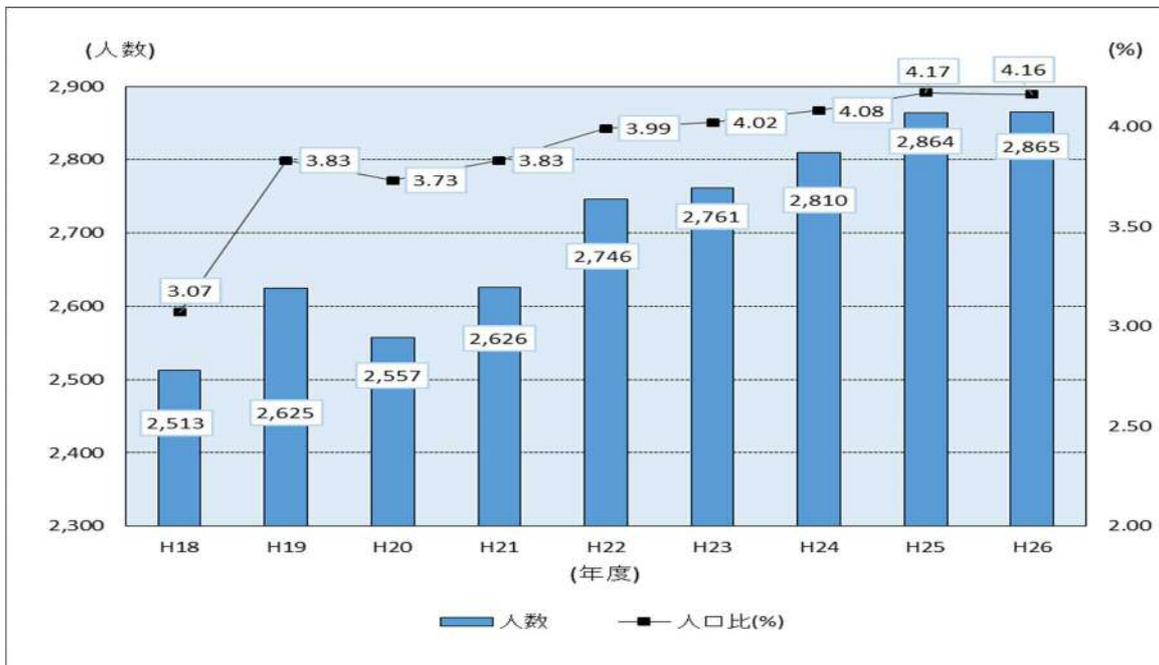


図8 恵庭市の身体障がい者(身体障害者手帳所持者)の推移 (資料) 保健福祉部 障がい福祉課

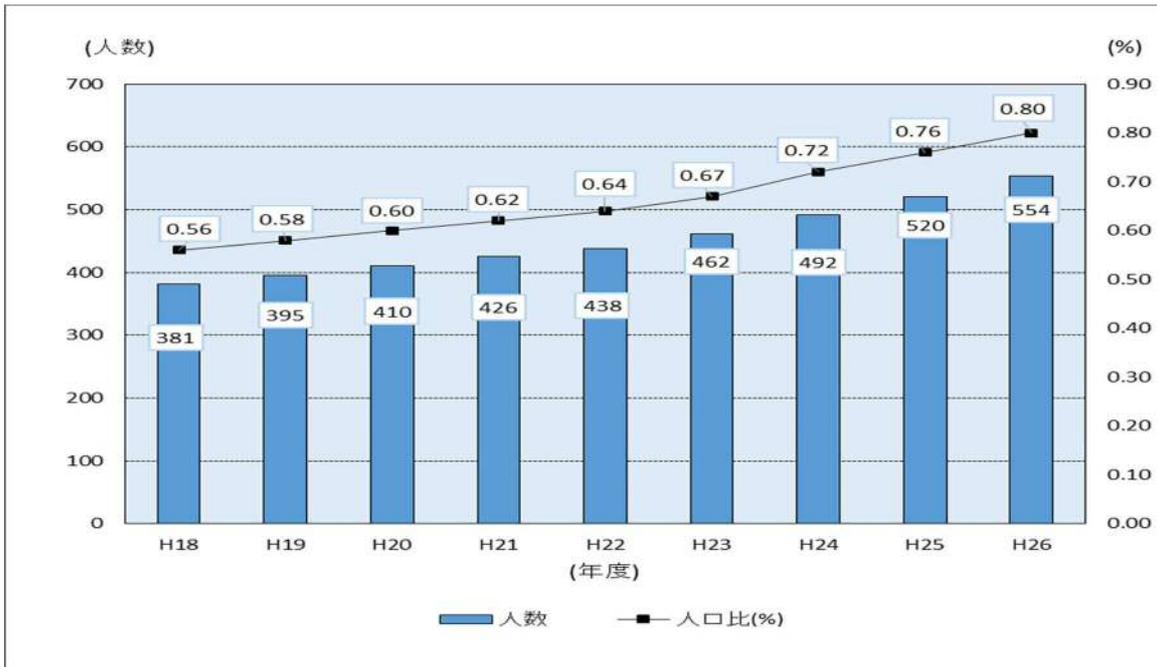


図9 恵庭市の知的障がい者(療育手帳所持者)の人数推移 (資料) 保健福祉部 障がい福祉課

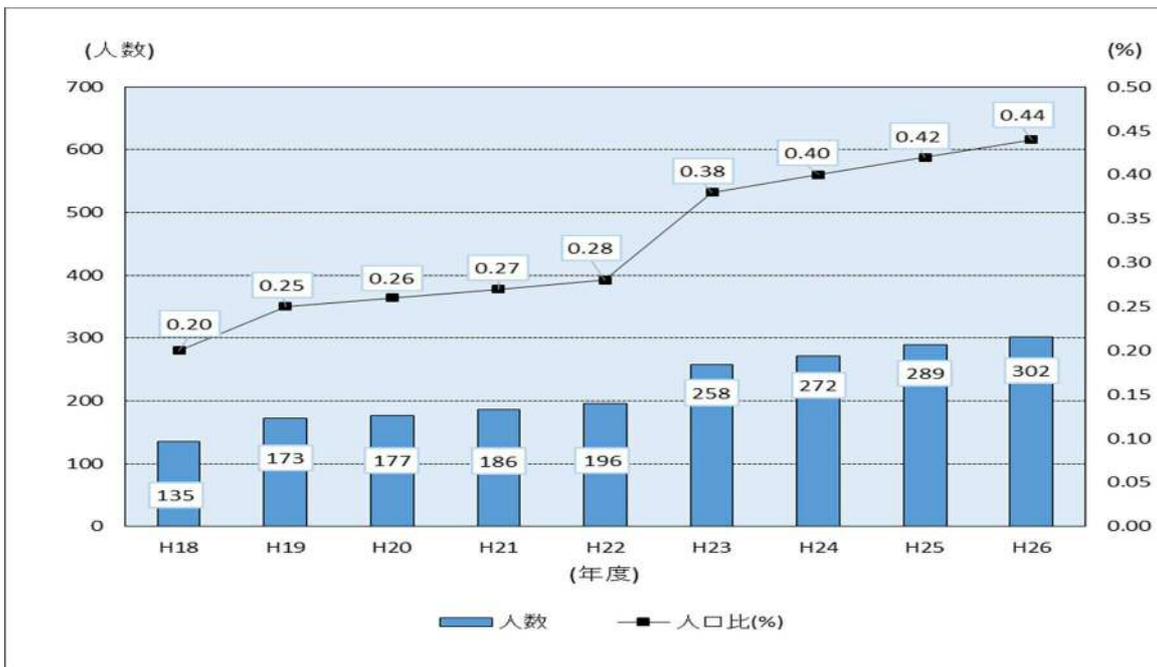


図10 恵庭市の精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の人数推移
(資料) 保健福祉部 障がい福祉課

(3) 出生の状況

恵庭市の出生数は年々減少しており、出生率(人口千人あたりの出生数)についても、低下傾向で推移しており、平成26年には7.2%にまで下がっています。

また、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかをあらわした合計特殊出生率も低下傾向を示しており平成25年では1.29となっています。

(図11・12・13)

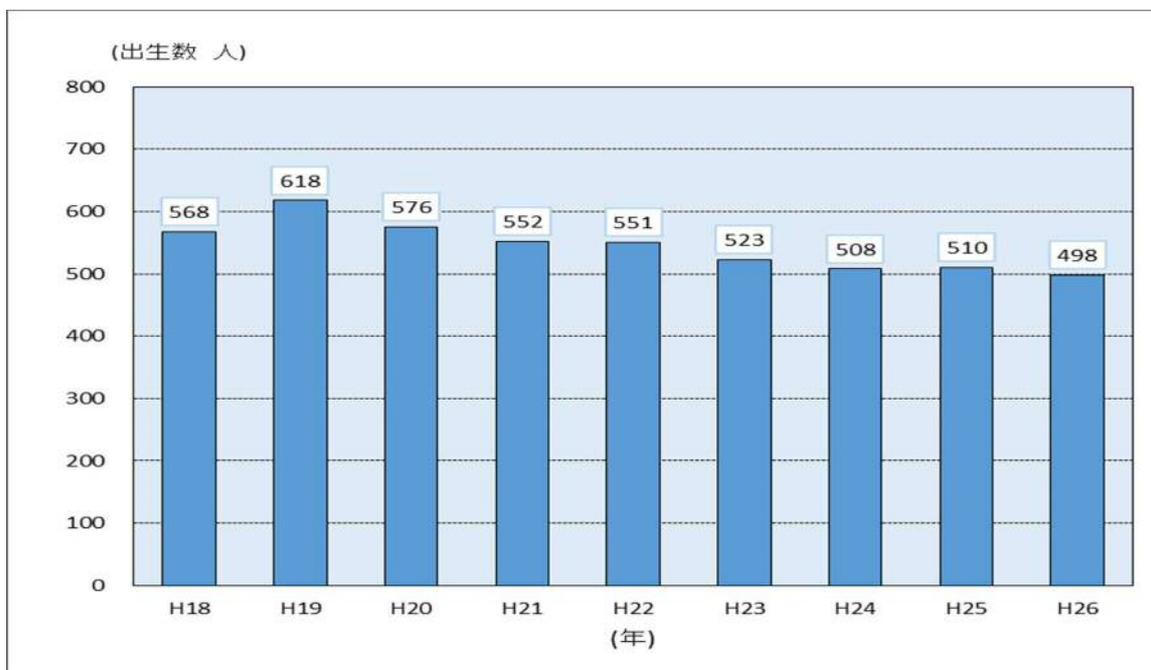


図11 恵庭市の出生数 (資料) 生活環境部市民課

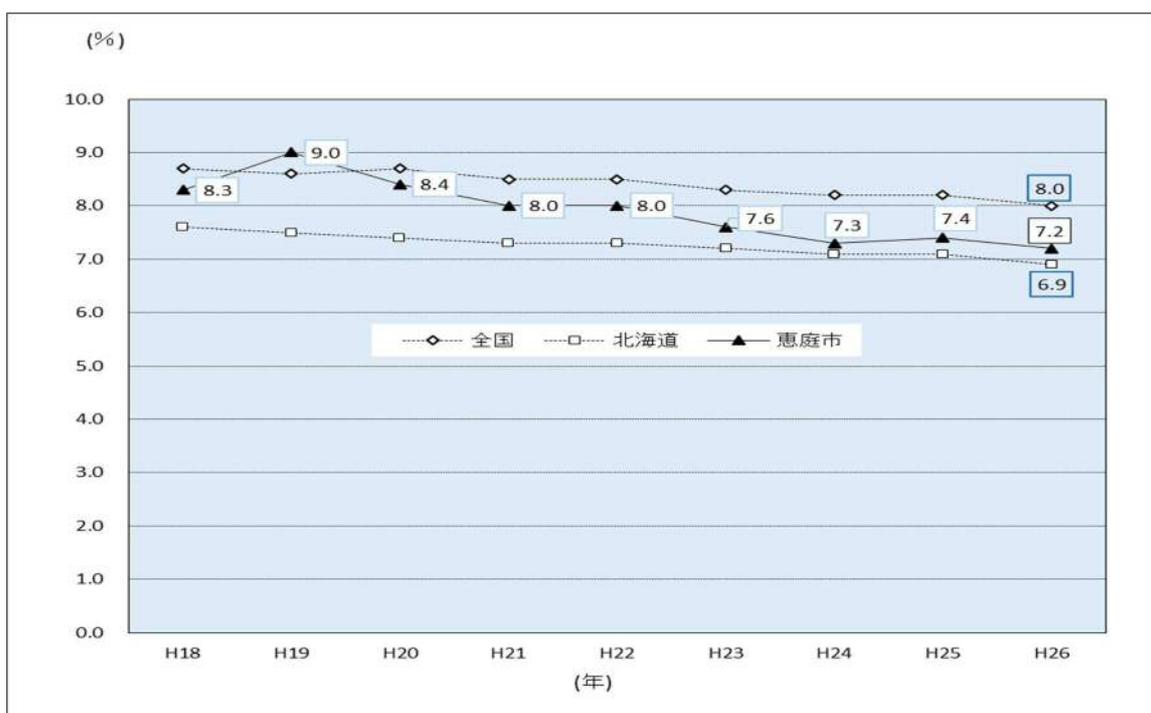


図12 出生率 全国・全道・恵庭市の対比 (資料) 人口動態統計

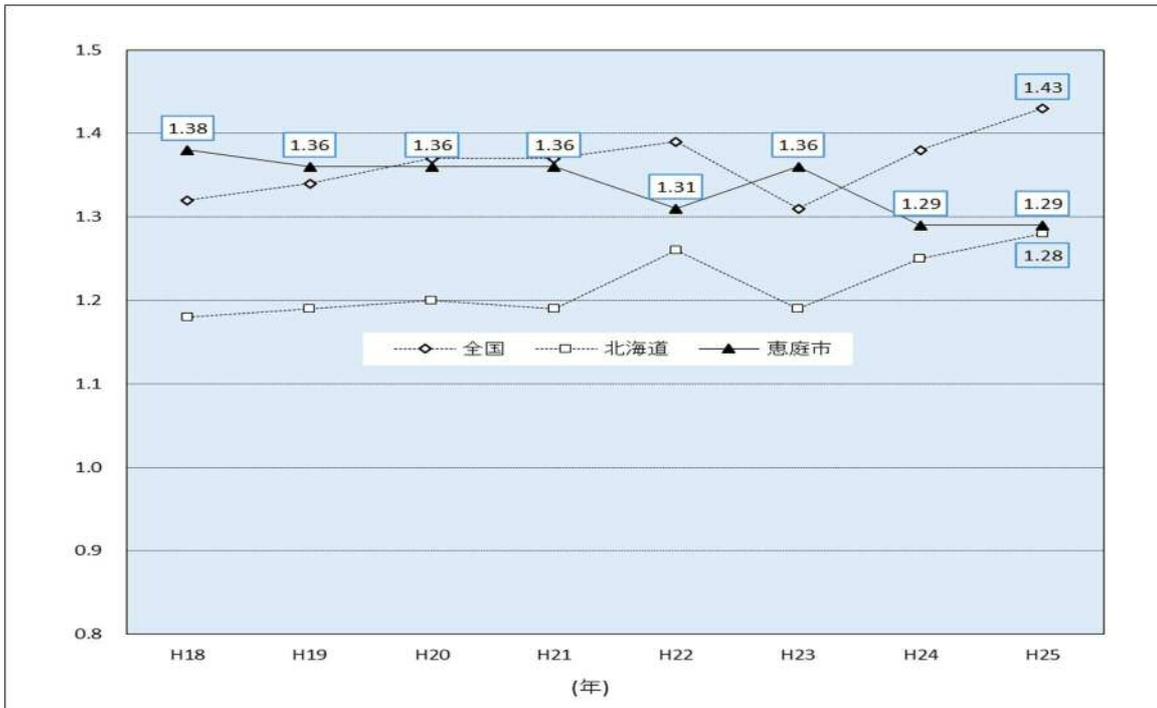


図1 3 合計特殊出生率 全国・全道・恵庭市の対比 (資料) 石狩地域保健情報年報

(4) 生活保護受給者の推移

生活保護受給者については、平成26年度の平均受給者が1,090人であり平成18年度に対しては253人増加しています。平成25年度までは増加傾向が続いていましたが、平成26年度はやや減少しています。

一方、受給者世帯数は増加傾向にあります。(図14)



図1 4 生活保護受給者数等の推移 (資料) 保健福祉部福祉課

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念

現代は少子・高齢化や核家族化の進行、また、近所づきあいがほとんどないなど「地域のつながり」が著しく希薄化しています。

その一方で、東日本大震災をはじめとした大災害が発生したとき、人は「地域の結びつき」、「人と人との支えあい」がいかに重要であるか気づきます。

地域福祉を推進するためには、高齢者や障がい者、子どもをはじめとした各種行政サービスの提供や、各種制度の充実はもちろんのこと、その地域に住む人々が、いかにお互いにつながりを持って、そして支えあって、助け合っていくのが非常に重要です。

本市では、子どもから高齢者まで、全ての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現を目指すべく、第1期及び第2期恵庭市地域福祉計画において、「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」を基本理念に掲げ地域福祉の推進に取り組んできました。

今後においても「地域のつながり」の希薄化が予想される中で、地域福祉を推進するためには、人のまごころや支えあいが一層重要であることから、第3期恵庭市地域福祉計画においても、第1期・第2期計画の基本理念を継承し推進することとします。

基本理念

人にも花にも まごころこめて
みんなで育てるやさしいまち えにわ



2. 基本目標及び施策

基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現を目指すため、本計画は第2期計画の基本目標を継承し、基本施策を次のとおりとします。

基本目標 1 基本理念の共有化による地域福祉の推進

地域福祉を推進するためには、地域での支え合い、助け合いが非常に大切であり、その推進役である市民、関係機関・団体、行政等は共通の認識を持って取り組んでいかなければなりません。そのためには恵庭市地域福祉計画の基本理念である「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」のとおり、一人ひとりが思いやりの気持ちをもって地域の一員として生活していくことが大切であり、そのため、地域福祉に携わる人すべてに意識啓発が必要です。広く啓発を行うことで地域福祉施策の推進につながります。

施策 1 地域福祉の意識啓発

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

また、地域福祉の意識を高めるためには、地域における福祉の問題は他人の問題ではなく自身の問題という意識を持ち、それを地域住民や行政等と共有することが、地域福祉の推進へ結びついていきます。

今後も、市民の福祉意識の啓発や生涯にわたる福祉教育を推進していくことで、地域福祉を推進していくことが求められます。

《具体的施策》

- ① 地域福祉計画の理念や施策及び地域福祉の重要性について、広報やホームページ等で啓発を図ります。
- ② 要介護高齢者や障がい者など、支援を必要とする人に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
- ③ 仕事と子育ての両立を可能に出来るような職場づくりへ向けての啓発活動や、雇用関係の各種助成金制度についての周知を行うなど、企業に対する地域福祉に関する意識啓発に努めます。

施策2 福祉教育の推進

高齢者や障がい者などへの理解を深め、人を思いやり、支え合う気持ちを養うためには、子どもの時からの福祉教育が大切です。そのため、福祉をテーマにした学習や福祉関係団体の活動への参加を通して、福祉への関心と理解を深めることが重要です。福祉教育の推進のため、以下の施策を展開します。

《具体的施策》

- ① 地域福祉理解への取組として、小中学校の総合的な学習の時間により、特別養護老人ホームなどの福祉施設を訪問する体験的な福祉の学習など、福祉教育を実施します。
- ② 社会福祉協議会において、福祉やボランティアに対する意識を高めるため、児童生徒のボランティア活動普及事業を推進します。

基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用促進

近年、市民の福祉へのニーズは増加し、保健・医療・福祉等の各分野にまたがるなど多様化しているため、個々の状況や課題に応じた福祉サービスが選択でき、支援を受けられることが必要です。

このため、福祉サービスのきめ細かな提供基盤を充実させ、関係機関・団体等との連携のもとに相談体制や情報提供を強化し、市民が安心して福祉サービスを受けられる地域づくりを目指します。

■基本施策 1 ■ 福祉に関する相談体制の充実

施策 1 相談支援窓口・体制の充実

高齢者や障がい者、子どもに関する様々なことに対応するため専門的な窓口を設置していますが、市民の方々それぞれが抱える悩みや問題などを的確に把握し、問題解決へ導くためには、相談体制や実施体制の充実が必要です。今後とも市民ニーズに対応するため、相談体制等の整備・充実を図っていきます。

《具体的施策》

(1) 子どもの相談窓口・実施体制

子どもの相談においては、健康面については、保健師等の専門職を配置し、乳幼児健診や育児教室ほか各種母子保健事業等における相談や、電話、家庭訪問等により子どもの発育や発達、育児への悩みなどに対応します。

また、ひとり親家庭・子ども家庭相談をはじめ児童虐待やDV（配偶者からの暴力）などの相談に対応するため、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等を設置して各種問題解決へ向け取り組みます。

さらには、子育て支援の相談においては、保育園や子育て支援センターにおける地域交流保育により相談機能の充実を図ることや、利用者支援の担当職員を配置し、多様化する保育サービス等の情報提供や相談・助言を行う利用者支援事業を実施しています。

今後は、これら相談窓口や体制を含め、子どもに関する相談体制のさらなる充実を図ります。

(2) 障がい者の相談窓口・実施体制

障がい者関係については、障がい福祉課に社会福祉士を配置、さらには恵庭市障害者相談員（道条例の地域相談員と併任）を配置し、地域における相談の充実を図っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）を設置し、高度な専門相談を実施することで窓口相談体制の充実を図りました。さらには発達に不安にあるお子さんに対しては、保健師との連携により乳幼児健診時の相談や乳幼児発達支援教室の開催等により早期発見・支援に取り組みました。

今後においても「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」など必要な機能強化に取り組みます。

(3) 高齢者の相談窓口・実施体制

高齢者関係については、保健師による窓口や電話を含めた各種健康相談や家庭訪問を実施し、相談を受けるなど相談体制の強化を図っています。

高齢者に関する相談や介護保険サービスの手続きについては、保健師など専門職を配置し、さらには地域包括支援センターにおいて相談に対応し、地域に密着した高齢者虐待を含む各種相談や支援機能等の充実を図っています。

今後の高齢者人口の増加に対応するために、現在設定している3箇所の日常生活圏域を4箇所とし、併せて新たな地域包括支援センターを設置し、より効率的に身近な地域での相談体制の整備を図ります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めます。

(4) 生活困窮者の相談窓口・実施体制

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者が、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律に基づき、市において相談窓口を設置し、自立相談支援事業、住居確保給付金支給等の事業に取り組んでいます。これらの取り組みを充実させるため、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉協議会等各関係機関とのネットワークを構築し、相談窓口の体制強化に努めるとともに生活困窮者の把握へと繋がります。

(5) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、担当区域内において気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談に乗り、各種福祉サービスにつなぐ等地域の見守り役として継続した支援活動を行っています。

今後はさらに民生委員の制度の周知を図るとともに身近な相談相手としての機能の充実を図ります。

施策2 情報提供体制の充実

福祉サービスの情報提供は、サービスを受ける人が分かりやすく、そして簡単に情報を得られるような仕組みづくりが必要です。

市および社会福祉協議会においては広報紙やホームページやコミュニティFM、ガイドブックをはじめとした冊子等において各種事業等に係る情報提供を行っていますが、今後ともさらに迅速な情報提供が必要です。

すべての市民が保健や福祉、医療等さまざまな福祉情報を公平に取得できるよう、また点字や録音等による情報提供の充実が必要です。

《具体的施策》

- ① 市や社会福祉協議会のホームページにおいて、高齢者、障がい者、妊婦、子ども等に係る福祉に関する情報をタイムリーに提供します。また、特に伝えたい事案に関しては、

その事案に特化したホームページやメールマガジンを構築し、情報提供の充実に努めます。

- ② 市や社会福祉協議会の広報紙において、福祉の情報提供や啓発活動に努めます。
- ③ 福祉に係るガイドブック等の周知を図り、情報提供に努めます。
- ④ すべての市民が保健や福祉、医療等さまざまな福祉情報を公平に取得できるような、点字や録音等による情報提供の充実に努めます。

施策3 生活困窮者支援対策への取組

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者に対し、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律に基づき、市においては相談窓口を設置し、生活困窮者がどのような問題に直面しているのかを把握し、適切な支援を行うためのプランの作成などの「自立相談支援事業」、また、失業等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、家賃を支給する「住居確保給付金」の支給等の事業に取り組んでいます。

これらの取り組みを充実させるため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、関係機関等との連携が必要であり、地域において生活困窮者に対する支援の充実に努めます。

〈具体的施策〉

自立相談支援事業

・生活困窮者の相談に応じ、生活困窮者が抱える課題や問題点等を評価・分析して個々人の状態にあったプランを作成し、関係機関と連携し必要なサービスの提供に繋がります。そして、プランに基づく支援後もそれらの状況を適宜把握し、困窮者の自立までを継続的に支援する事業です。

住居確保給付金

・離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を支給する事業です。

■基本施策 2 ■ 地域福祉ネットワークの構築

施策 1 地域福祉ネットワーク化の推進

高齢者や障がい者、子どもなど様々な問題を抱えた人たちが、その問題を解決するために、行政をはじめ各種関係機関へ相談を行い、相談を受けた機関はその解決へ向け、問題点の洗い出しや実態の把握、問題解決へ向けた最善の方策を検討し実施します。

しかし、相談を受けた機関のみでは、情報量の少なさや解決の手段にも限界があり、相談者の根本的な問題解決に繋げることは困難です。

相談者の立場に立って根本的な問題を解決するためには豊富な知識や情報等が必要であり、違った立場からの助言を得ることで新たな解決への道が開かれます。

第1期・第2期恵庭市地域福祉計画では、地域福祉のネットワークを構築し、行政をはじめ様々な関係機関が連携を強化することにより、課題の検討や共通理解を深め、一層の地域福祉の推進を図ることを目指し、具体的な施策を掲げていますが、第3期計画においても、基本的にその考え方や施策を継承し、さらなる充実を図ることとします。

《具体的施策》

- ① 障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）に、地域の障害福祉関係機関ネットワークである障がい者地域自立支援協議会の運営を委託し、地域の相談支援事業者との連携を行う等相談支援のネットワーク化を図っていますが、この体制をさらに充実させます。
- ② 恵庭市発達支援推進協議会を設置し、関係機関と連携を図り、発達に心配のある、または、障がいをもつ児童の支援に努めています。今後も充実に努めます。
- ③ 高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、恵庭市SOSネットワーク、認知症グループホームネットワークの会等において、関係機関の連携に努めているところですが、今後もこれらの連携体制の強化を図ります。
- ④ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、介護保険法に制度化された「在宅医療・介護連携推進事業」を推進します。
- ⑤ 要保護児童ネットワーク協議会を設置し、関係機関との連携を強化し、児童虐待をは

じめ要保護児童等の支援に取り組んでいます。今後も関係機関との連携を図ります。

- ⑥ 地域支援ネットワークの構築のための、包括ケア会議において、保健・医療・福祉の面における連携を行っています。今後もさらに連携の強化を図ります。

施策2 虐待防止・DV防止の推進

虐待はその多くが、家庭や施設の中で行われるために発見されにくく、しかも虐待者が保護者や養護者、使用者（雇用主など）であるために自らが逃げたり、救いを求めることが大変難しいのが実情です。このため、周りにいる方の温かい気持ちからの協力（通報や連絡）が必要です。

市では、虐待を重大な人権侵害と捉え、地域福祉に関わりのある方をはじめ、市民の皆様の協力を得て、虐待を受けている高齢者や子ども、障がい者、配偶者からの暴力（DV）を受けている方などの早期発見と迅速な安全確認に努めています。そして虐待防止の啓発を図り、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。

《具体的施策》

- ① 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティアなど地域福祉活動を実践している方たちの見守りに活動により、虐待やDV等の早期発見に繋がります。
- ② 高齢者の虐待防止への取り組みの一環として警察等24関係機関から設立された「高齢者虐待防止ネットワーク会議」により高齢者虐待防止のための取り組みを推進します。
- ③ 障がい福祉課及び障がい者総合相談支援センター（e-ふらっと）に虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び通報等に対する対応を行っていますが、今後もさらに関係機関との連携を図ります。
- ④ 要保護児童ネットワーク協議会を設置し、ケース会議の開催や日頃から緊密な情報交換を行うなど関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組んでいます。今後もさらに関係機関との連携を図ります。

施策3 関係機関との連携強化

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと生活が出来るようになるためには、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築き、共に支え合い、助け合う体制の整備が必要です。

そのために、行政や地域福祉を推進する上で重要な役割を果たしている社会福祉協議会が中心となって、地域住民の身近な相談者・支援者として大きな役割を果たす民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティア等地域福祉活動を実践している様々な人たちなど、自らの垣根を越えた連携を図るとともに、それぞれが果たすべき役割を踏まえながら、地域福祉の体制づくりを構築することが必要です。これらの地域福祉の体制の充実に対し支援を行うよう努めます。

《具体的施策》

- ① 行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、NPO法人、事業所、ボランティアなど地域福祉活動を実践している人たちのネットワークの連携を強化します。

■基本施策3 ■ 福祉サービスを安心して利用できるシステム

施策1 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

市は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、子どもや高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進、児童福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

《具体的施策》

- ① 成年後見制度を必要な市民が適切に利用できるよう、情報提供、利用に関する相談や市民後見人の育成・フォローアップ等を行う成年後見センター（仮）を整備します。
- ② 地域包括センターなどの関係機関で構成した「成年後見ネットワーク会議」を活用し、制度の普及啓発や学習会、研修会等を開催し、ネットワークの機能の更なる向上を目指します。
- ③ 社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業の周知徹底を図り、制度の活用を促進します。
- ④ 障がい者の権利擁護を推進するため、障がい者の不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供など障害者差別解消法の周知・啓発を推進します。

施策2 苦情相談などの周知

福祉サービスを充実することは、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて利用できるようにする提供体制の充実だけではなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが重要です。

サービスの質の向上や改善に繋げていくため、サービスを利用する人たちが安心して苦情を言える環境づくりが必要であり、行政をはじめ、各種苦情に係る申し立て方法に関し周知を図ります。

《具体的施策》

- ① 支給決定通知や認定通知等各種通知に、不服申し立て等があった場合の申し立て方法について記載し、また、申し立てに至らないよう窓口等において丁寧な対応に心がけます。
- ② 高齢者に関するサービスや障がい者に関するサービス、子どもに関するサービスについて行政や事業者に対し、苦情や申し立て等を行うための解決機関等について情報提供を行います。

基本目標 3 地域における社会福祉事業の健全な発達促進

地域福祉の向上のためには、福祉サービスを提供する事業者が利用者のニーズにいかに対応するかが大きな要素の一つです。そのためには優秀な人材の育成が必要であり、また、地域福祉全体の底上げを図るため、以下の施策を推進します。

■基本施策 1 ■ 福祉サービス事業の育成

施策 1 福祉サービス事業の充実

福祉サービスの多くは、利用者の主体的な選択と自己決定に基づきサービスを受けるという利用者本位の提供体制となっています。利用者本位の制度への転換により提供事業主体も多様化しており、福祉ニーズの増大・多様化により、福祉サービスを供給する側もより高度で多様な福祉サービスを提供することが求められています。

市においては保健・医療・福祉との連携を強化した福祉サービスの質と量の確保を図ってきましたが、今後も計画的で柔軟なサービス提供体制を確保するために、福祉サービス事業者との連携や事業者同士の情報交換等交流の場を充実するとともに、地域に密着した多様な新規事業者の参入を促し、福祉サービス事業の育成を図ります。

〈具体的施策〉

- ① 市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、サービス事業者とのネットワーク・連携の強化を図ります。
- ② 立ち上げ間もない福祉サービスを提供するNPO法人や団体等が、地域の福祉サービスの提供者の一員となれる様、積極的に情報提供をするなど側面的な支援を行います。
- ③ 介護保険等をはじめとして、多くの福祉サービスは民間事業者が中心的な担い手となっていることから、競争原理のもとサービス基盤の充実を図るとともに、事業者に対し「第三者評価」や「自己評価」等についての啓発を行い実施に繋げることで、サービスの質の向上を図ります。

- ④ 障がい者地域自立支援協議会において福祉サービス提供体制等の情報を共有し事業所開設や新規参入の促進に努めます。
- ⑤ シルバー人材センターでは、配食サービス等によるひとり暮らし高齢者の安否確認など、地域福祉向上のための活動を行っています。今後とも、シルバー人材センター活動が促進されるよう、施策を推進していきます。

■基本施策2 ■ 福祉を担う人材の育成

施策1 人材の育成・確保

高齢者関係、障がい者関係、子ども関係において、それぞれが安心して福祉に係るサービスを受けるためには、良質なサービス内容であることはもちろんのこと、サービスを提供する側においても高い知識やノウハウ、技術等を兼ね備えていなければなりません。

それらを向上させるため、各種情報の提供や研修の実施等を推進することで、福祉を担う人材の育成・確保に努めます。

《具体的施策》

- ① 質の高い介護保険サービスの提供のため、介護保険事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。
- ② 地域包括支援センター、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等との連携し、介護職員の資質向上の取り組みの支援をします。
- ③ 保育園の保育の質の向上のため、外部講師の活用を含めた研修内容の充実を図り、人材の育成に努めます。
- ④ 地域における障がい福祉事業者や、関係機関等で構成する障がい者地域自立支援協議会と連携し、研修機会の提供や人材育成に努めます。

基本目標 4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進

地域における支え合い、つながりや絆を深めるためには、地域福祉に関する活動へ参加するきっかけづくりが必要です。活動場所の受け皿の整備はもちろん、地域福祉に日頃から関わっている様々な方たちと、いかに関わりを持てるのかが地域福祉の充実に結びつきます。市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことが出来るような施策を推進します。

■基本施策 1 ■ 恵庭市社会福祉協議会との連携強化

施策 1 恵庭市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、福祉に係るニーズに対応するため、地域に密着しながらさまざまな事業を行っており、地域福祉活動の要として重要な役割を担っています。

また、行政とのつながりが非常に強く、高齢者虐待ネットワーク会議や障がい者地域自立支援協議会等のメンバーになるなど、市の福祉施策にも大きく関わっています。このように社会福祉協議会は、地域福祉推進のための活動を行っており、今後もこれらの活動に対し積極的な支援を行うとともに、継続的な連携を行います。

《具体的施策》

- ① 地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」をより進めるため、財政的な支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う各種事業等に関し協議や情報の共有を行うなど、連携の強化を図ります。
- ② 社会福祉協議会へ移管した各種事業において、必要に応じ協議や支援を行うなど、事業推進のための連携を図ります。
- ③ 障がい関係では福祉用具の貸し出しや外出支援、権利擁護支援などを活用することで社会福祉協議会との連携を引き続き図ります。
- ④ 介護予防活動（いきいき百歳体操等）をはじめ、ふれあいサロン事業との連携を図ります。

- ⑤ 福祉施策向上のため、社会福祉協議会へ移管・委託した業務のみならず、社会福祉協議会における業務が円滑に実施されるよう、常に連携を図りながら、引き続き支援を行います。

■基本施策2 ■ 民生委員児童委員活動の推進

施策1 民生委員児童委員の活動支援

民生委員児童委員は、高齢者をはじめ、それぞれの担当区域において、見守りを必要としている家庭を訪問し、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供を行うなど、地域の身近な「相談役」として、また、各種相談や見守り活動などを通じ、支援の必要な方の継続的な支援など、地域福祉の推進役として大きな役割を果たしています。

さらに、民生委員児童委員は、行政をはじめ各福祉関係機関、学校をはじめ様々な機関との連携や協力も積極的に行うなど、地域福祉の向上に寄与しています。

今後とも民生委員児童委員の活動が円滑に行うための支援を行います。

〈具体的施策〉

- ① 民生委員児童委員の活動内容について市民へ周知します。
- ② 民生委員児童委員における研修活動等自己研鑽・資質向上への支援を行います。
- ③ 関係機関をはじめ、様々な機関との連携への支援を行います。
- ④ 民生委員児童委員すべてが情報を共有出来るよう、情報提供の充実に努めます。

■基本施策3 ■ 地域の力による福祉活動の推進

施策1 地域福祉活動への支援

現在は、ライフスタイルの変化等により、近所づきあいがほとんど無いなど、地域へのつながりが希薄化しています。そのため孤独死の防止や子育て家族の支援等の地域福祉活動は、行政の力だけではその実践は難しく、関係機関や団体との連携は必要不可欠です。

町内会・自治会は地域の発展のため、保健衛生、福祉、防災、環境整備、青少年育成、文化事業など地域のつながりをより強くするための様々な取り組みを行っています。

地域福祉活動を推進していくうえで、これらの町内会・自治会の取り組みは、高齢者や障がい者、また子どもの育成等において重要な役割を持っており、町内会・自治会との連携は必要不可欠であると考えます。

今後とも、町内会・自治会との連携を一層強化し、地域福祉活動の推進を図ります。

《具体的施策》

- ① 自治活動交付金により町内会・自治会等の自主的活動を継続的に支援します。
- ② 高齢者等一人暮らし世帯の方などへの除雪サービスを町内会へ委託するなど、地域の見守りや支えあいを推進します。

施策2 地域福祉のつながりの活用

地域福祉の推進のためには、高齢者関係や障がい関係、さらには子ども関係等それぞれのネットワーク、また相互間におけるネットワークは必要不可欠でありとても重要なことです。

しかし、少子化や高齢化、孤立化等が進む現代の社会の中では、ご近所を含めた周囲との関係が希薄になっており、今後の地域の見守りを推進する上でも、これらのネットワークのほかに、様々な地域で活動する方々とのつながりが非常に重要となります。

これらを実践するため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会・自治会、ボランティア、老人クラブ、その他福祉団体等とのつながりが持てるよう支援を行うことで、地域福祉の推進を図ります。

《具体的施策》

- ① 身近な地域で気軽に集まれる居場所づくりとして、また介護予防の場として、恵庭市社会福祉協議会で「ふれあいサロン事業」を実施しています。この事業の継続や拡大に向けて施策を推進します。
- ② 恵庭市社会福祉協議会では、町内会・自治会が実施している地域での支え合いを主と

した「小地域ネットワーク活動」に対して支援を行っています。今後とも、必要な支援を図り、事業を推進します。

- ③ 保育園行事への地域老人クラブの参加などにより世代間の交流を図っています。これからも世代間交流の推進を図ります。
- ④ 「何かを始めたい」、「こんな知識・技術を身につけたい」、「ステップアップしたい」と願っている人のために、まちの財産とも言えるさまざまな知識・経験・技術を持っている人やグループを紹介する「えにわ知恵ネット」の活用を推進します。
- ⑤ 地域の人々が気軽にふらっと立ち寄ることができ、偶然の出会いや世代間交流を図るための施策を展開していますが、今後もさらに新しいコミュニティづくりを推進していきます。
- ⑥ 市では、公私が協働して行う事業を展開しています。公私がそれぞれの役割を自覚しつつ、お互いに協働することにより、福祉サービスの向上が図られるよう、公私協働の施策を推進します。
- ⑦ 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。

施策3 地域における見守り活動の推進

近年、高齢者をはじめとしたひとり暮らしの世帯が増加しており、また隣近所交流が希薄になっていることから、高齢者等の孤立死が増加しています。

恵庭市では、高齢者をはじめ障がい者など福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らしていけるよう、行政、警察、社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員、老人クラブ等地域福祉に係る関係機関、また高齢者等の自宅を訪問する機会が多い電力供給事業者・ガス供給事業者・郵便局・新聞販売店・配食業者・クリーニング事業者等とネットワーク（恵庭市地域見守り隊）を構築し、地域の見守りに取り組んできました。

今後も、これらのネットワークを強化し、高齢者や障がい者をはじめ地域に暮らしている方々が、地域で孤立し誰にも看取られずに亡くなる「孤立死」の発生を防ぐため体制を強化します。

また、子育て家庭においても、子育ての孤立や育児不安の抱え込みをすることがないよう、行政・地域が一体となった見守り活動を推進します。

《具体的施策》

- ① 恵庭市地域見守り隊について、市民や企業等に対する周知を行い、見守り活動および見守り体制の強化へ繋がります。
- ② 認知症のある方や障がいのある方などの行方不明に対し、警察や地域、行政が連携して事故を未然に防止、または早期発見に努める「恵庭市SOSネットワーク」活動を推進します。
- ③ 高齢者等ひとり暮らし世帯の方などへの除雪サービスを町内会へ委託するなど、地域の見守りや支えあいを推進します。
- ④ 支援を必要とする高齢者の把握のために関係機関と連携し情報収集を行います。
- ⑤ 包括ケア会議等による情報共有の推進を図ります。
- ⑥ 地域子育て支援事業ほか子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。

■基本施策4 ■ボランティアとNPO法人などによる地域福祉活動の促進

施策1 ボランティア活動の活発化と人材の養成

福祉に関わるボランティアやNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がい者への支援等、さまざまな分野で活躍しています。

ボランティア活動の中心を担う社会福祉協議会は、ボランティアの活動をしたい人や協力を得たい人との橋渡しを行う「ボランティアセンター」を運営しています。今後とも、センターが安定して運営されボランティア団体の活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターに対し、機能強化等への支援を行うことがボランティア活動の活発化へとつながります。

また、NPO法人においても高齢者や障がい者等に対する地域福祉サービスに果たす役割が大きいことから、ボランティア団体とのネットワークの拡充強化が必要です。

さらには、ボランティア活動の活発化を図るため、ボランティアに係る人材の養成に努めます。

《具体的施策》

- ① 広報紙やホームページを利用して継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう問い合わせ先等の

周知を図る等、ボランティア活動への参加を促進します。

- ② ボランティア活動を始めるきっかけとなるような情報提供や相談機能の充実を図ります。またボランティアに対してはボランティアセンターだよりを送付し、研修会の案内やボランティアの募集等の情報を提供することで、ボランティア活動の促進及びボランティア人材の養成を図ります。
- ③ ボランティア活動を始めるきっかけとして、高齢者が介護施設等でボランティアとして参加し、その活動に対しポイントを付与し、ポイントに応じて交付金を支給する「ボランティアポイント事業」への取り組みを進めます。
- ④ NPO法人は地域福祉に大きく寄与する団体であることから、NPO法人とボランティアとの結びつきを深めるため、ネットワークの強化を図り、双方の活動の活性化を促します。
- ⑤ 市民がNPOに関心や参加を促進するため、啓発等の支援に努めます。

施策2 NPO法人への支援

福祉に関わるNPO法人は、その専門性や機動性の高さから地域福祉の推進主体として重要な役割を果たすことが予想され、高齢者や障がい者への支援、子育て家庭への支援等、さまざまな分野での活躍が期待されます。

恵庭市では、NPO法人の事業充実を図るため、各種セミナーを開催し、経営に対する支援を行うとともに、活動の充実を目指すため、市民がNPO法人に対し寄附しやすい環境整備として、NPO法人の条例個別指定制度を導入したところです。

今後はこれらの仕組みづくりについて、福祉に関わるNPO法人の活動が活発化するよう周知を図るとともに、引き続きNPO法人の支援に努めます。

基本目標5 これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進

地域に住んでいる人たちが快適に暮らせる環境整備を図るためには、移動手段の確保や利用しやすいまちが整備されていることが必要です。このため、交通弱者に対する移動手段の確保やバリアフリーのまちづくりを目指します。

また、子育てに関すること、就労支援に関すること等の充実もみんなが安心して暮らすために必要であることから以下の施策を展開します。

さらに、みんなが安全に暮らせるよう、地域や関係機関、行政が協力し合いながら、地域の防犯・防災体制の促進に係る施策を展開します。

■基本施策1■ 魅力あるまちづくり

施策1 子育て支援のまちづくり

第2期恵庭市地域福祉計画の期間内においては、子育て支援に関し、母子手帳の交付、妊婦・両親教室、妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業の実施や、「恵庭市子ども居場所づくりプラン」に基づき、子育て支援センター、学童クラブ、子どもひろば等、子どもが安心して過ごす事が出来る場所づくりの充実、また、子どもと子育て家庭を取り巻く環境に応じ、子どもの成長と子育てを支援し、安心して子供を産み育てることができるよう、「えにわっこ安心プラン」に基づき、子育て支援に関し各種施策を展開しました。

今後は、さらにこれらの子育て支援の充実を図るため、平成27年度より計画が開始される「恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画「えにわっこ☆すこやかプラン」」に基づき、子育て支援に関する各種施策に取り組み、恵庭市に住む親子が幸せに暮らすことが出来るよう子育て支援の推進を図ります。

《具体的施策》

- ① 恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画「えにわっこ☆すこやかプラン」に基づき、結婚、妊娠、出産、育児等切れ間のない支援を行うとともに、心や身体、健康、子どもの権利擁護等子どもの視点に立った施策を講じることにより、さらなる子育て支援の充実を図ります。
- ② 子育てに関する様々な情報について、積極的に発信することで、広く市民に周知し、子育ての支援の一翼を担います。

施策2 花のまち 恵庭

花のまちづくりは、身近な自然環境や地域の歴史や文化を大切にするとともに、快適で質の高い生活と美しい地域をつくりながら、まちを発展させていくことを目的としています。身近な例でいえば、花壇の花植えなどを通じ、地域の人たちが花を通して交流することができることが、地域の人たちのつながりができ、新たな一体感が生まれることとなります。このような花のあるまちづくりが、地域福祉の発展に生かされるよう、施策を推進していきます。

■基本施策2 ■ 福祉でまちづくり

施策1 交通環境の整備

高齢者や障がい者、子どもを含めたすべての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して施設を利用し、移動できる環境整備が必要です。

そのため、恵庭市では「恵庭市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通の効率化及び高齢化社会における足の確保、交通空白地域・不便地域における生活交通の確保を目指した取り組みを行ってきました。具体的には、エコバスについては、市街地の循環路線を本格運行、また、エコタクはエコバスの区域外にお住まいの方を対象に自宅と公共施設間の送迎を実施しました。今後は、さらに交通空白地域へ交通環境の整備について検討が必要です。

《具体的施策》

- ① 公共空白地域へのエコバスの新規路線の乗り入れについて検討します。
- ② 障がい者や介助が必要な方など、一人では公共交通を利用することが困難な移動制約者に対して、介護・福祉タクシーや福祉有償運送などの福祉交通が利用しやすい環境づくりを推進する等、福祉交通による支援を行います。

施策2 バリアフリーのまちづくり

子どもや妊産婦、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が外出先での移動がスムーズに行えるよう、公共施設や公共空間のバリアフリー化が求められています。

恵庭市では、「恵庭市バリアフリー基本構想」に基づき公共施設や公園、また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めるとともにユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりを行ってきました。

今後とも、バリアフリー基本構想に基づき、国、北海道、公共交通機関、公安委員会、恵庭市など関係する機関と市民団体で設置された「恵庭市バリアフリー協議会」において、関係機関とより連携を深めながら、事業を円滑に進めます。

《具体的施策》

- ① 恵庭市バリアフリー基本構想実現のため、「恵庭市バリアフリー協議会」において関係機関との連携を深め、事業を円滑に進めます。
- ② 「恵庭市バリアフリー特定事業計画」に基づき、公共施設・道路・公園等バリアフリー化を計画的に進めます。

施策3 就労支援の充実

これからもこのまちで暮らしていきたいと思える福祉のまちづくりには、そこに暮らしている方の経済的自立も大きな要素になります。第2期恵庭市地域福祉計画では、そのような方々を支援するため、ハローワークと連携した恵庭市地域職業相談室（ジョブガイド

恵庭)を設置し、就労機会の難しい方にも身近に相談できる環境づくりを目標に掲げ、取り組みを行いました。

また、ひとり親家庭等の施策としては、自立支援教育訓練給付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付事業を実施し、ひとり親家庭の就労支援を行うとともに、障がいの関係としては、障がい者総合相談支援センター(e-ふらっと)において、障がい者就労相談・就労支援の機能強化等様々な分野において就労に係る施策を行っています。

そのような中、国においては平成27年度より、「生活困窮者自立支援法」をスタートさせ、生活保護に至る前の生活に困窮した方々が、就労を含め自立に至るよう、自立相談支援機関における相談支援や、求職中で住宅のなくなるおそれのある方に対する住居確保給付金の給付を必須事業とし、生活困窮者の自立支援策を強化しました。

また、福祉のまちづくりの推進には生活困窮者だけではなく、就労を求めている方々のニーズに応えることが必要であり、そのためには、ハローワークとの連携がますます重要であることから、今後もさらにハローワークとの連携を深め、就労支援の充実を図ります。

■基本施策3 ■ 災害時に備えたまちづくり

施策1 地域防犯・交通安全の推進

交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が強く求められています。

また、子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者が被害者となる凶悪犯罪の発生、高齢者などを狙った犯罪の多様化、巧妙化を背景に防犯体制の強化が強く求められています。

恵庭市では、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、または滞在することができる地域社会を実現するため、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、それを推進するため「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して取り組みを行っています。今後もこの計画に定められている施策に基づき、安全で安心なまちづくりを推進します。

《具体的施策》

- ① 「安全で安心なまちづくり」を推進するため必要な情報を収集し、その情報を広報紙及びホームページ等により提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施します。
- ② 学校及び市民との協働により、通学路及び公園等の施設において、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。
- ③ 高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に向けた啓発活動に努めます。
- ④ 地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 関係機関や犯罪被害者等を支援する団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。
- ⑥ 犯罪及び交通事故を防止するため、防犯施設及び交通安全施設の整備に努めます。
- ⑦ 市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

■基本施策 4 ■ 安全で安心なまちづくり

施策 1 地域防災の推進

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がい者など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、避難行動要支援者の安全確保については、地域ぐるみの支援活動が大切になります。

そのためには、避難行動要支援者の情報を把握・共有して、避難や避難生活を地域で助け合うしくみが必要です。

恵庭市では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制などの地域での防災体制の強化を図っています。また、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に支援が必要な方についての把握を行いました。

さらには社会福祉協議会や、民生委員児童委員においても独自の活動の中で、要配慮者

の把握など避難行動要支援者対策に取り組んできました。

今後も町内会・自治会や自主防災組織等の協力を得ながら避難行動要支援者対策を推進します。

《具体的施策》

- ・災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、支援体制の整備に努めます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉推進のための連携・協働

地域福祉計画を推進するためには、市民、福祉サービス提供事業者、市がお互いの役割を自覚しながら、連携・協働の取組が必要です。これらの取り組みを強化し、地域における様々な課題を解決することで、本計画の理念である「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」へとつなげます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、主体的に地域福祉活動への参加が大切です。それらの活動を通じ地域における課題点やいま自分には何が出来るのか、地域福祉には何が必要なのかなど自ら検証することが、やがて地域全体としての助け合いや支えあいにつながります。最初は小さな取組みであっても、地域全体に広がって行けば、それはとてつもなく大きなものになります。

(2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の意向を十分に把握するのはもちろんのこと、市民が本当に求めているものは何かを的確に把握し、それに応えていかなければなりません。また、サービスの質の向上に努め、事業内容の情報提供など利用者の目線にたった取組が求められます。

(3) 市の役割

市は、市民や関係機関・団体、社会福祉協議会等と連携し、地域に根ざした施策の展開を図ります。また、多様化するニーズに的確に対応し、きめ細かな公的サービスを総合的に提供するよう取り組みます。さらには、地域福祉活動への市民参加の機会を拡充するために必要な支援を行います。



2. 計画の周知

地域福祉を推進するためには、「第3期恵庭市地域福祉計画」の目指す地域福祉の方向性や取り組みなどを、市民や関係機関、団体、福祉サービス事業者等広く周知する必要があります。

そのため、市のホームページや社会福祉協議会のホームページにリンクを掲載、さらには概要版の配布など広く周知を図ります。



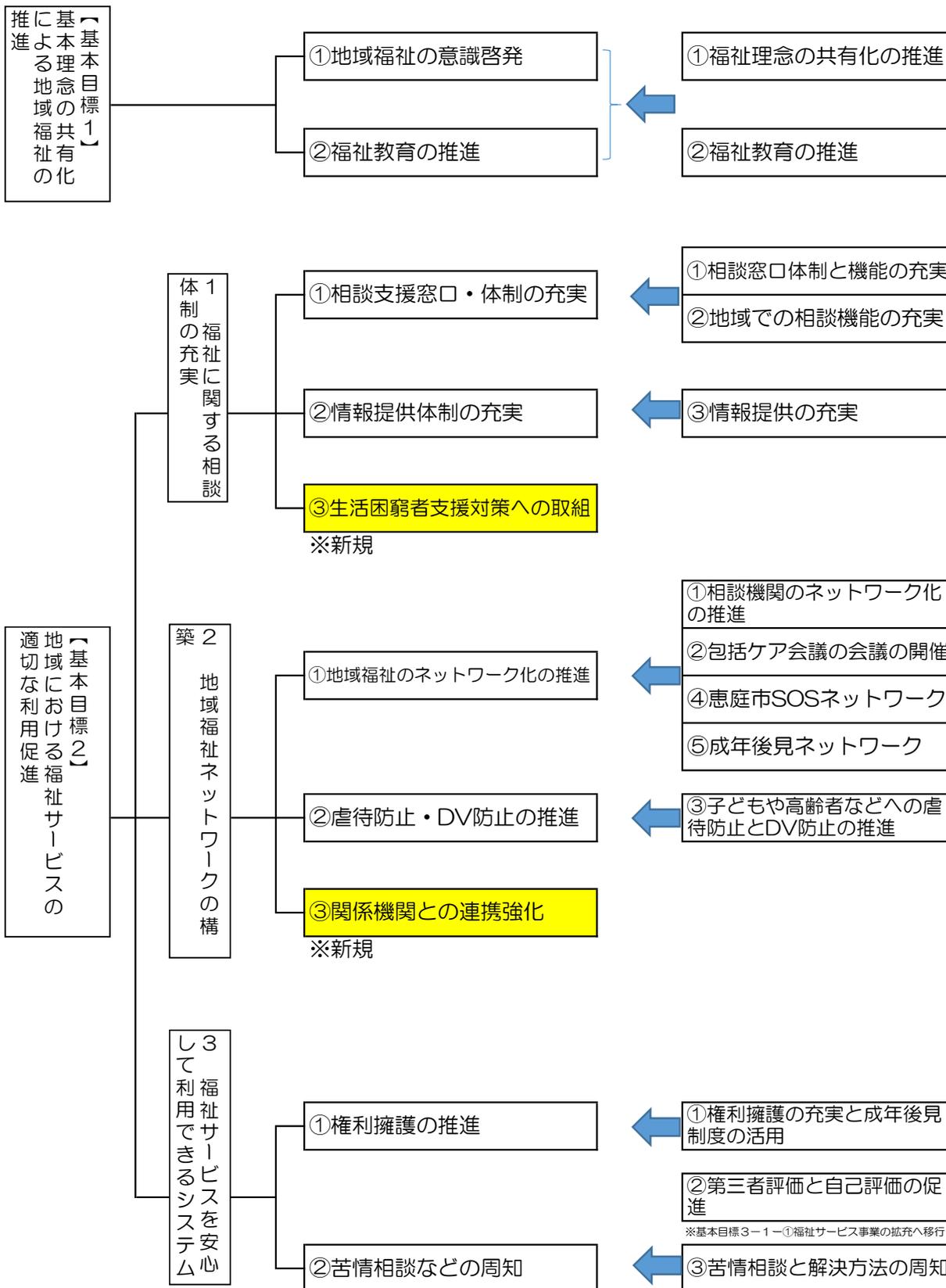
3. 計画の進行管理

この計画を総合的に推進するため、庁内組織である「恵庭市社会福祉推進会議」において、進行状況を管理します。

また、この計画は市民や関係機関・団体、市などの連携により推進されるものであることから、これらの方から構成された「恵庭市社会福祉審議会」において、様々な分野の方から広く意見を伺いながら進行状況を管理します。

第3期恵庭市地域福祉計画の体系

【基本目標】 【基本施策】 【第3期における具体的な施策】 【第2期における具体的な施策】

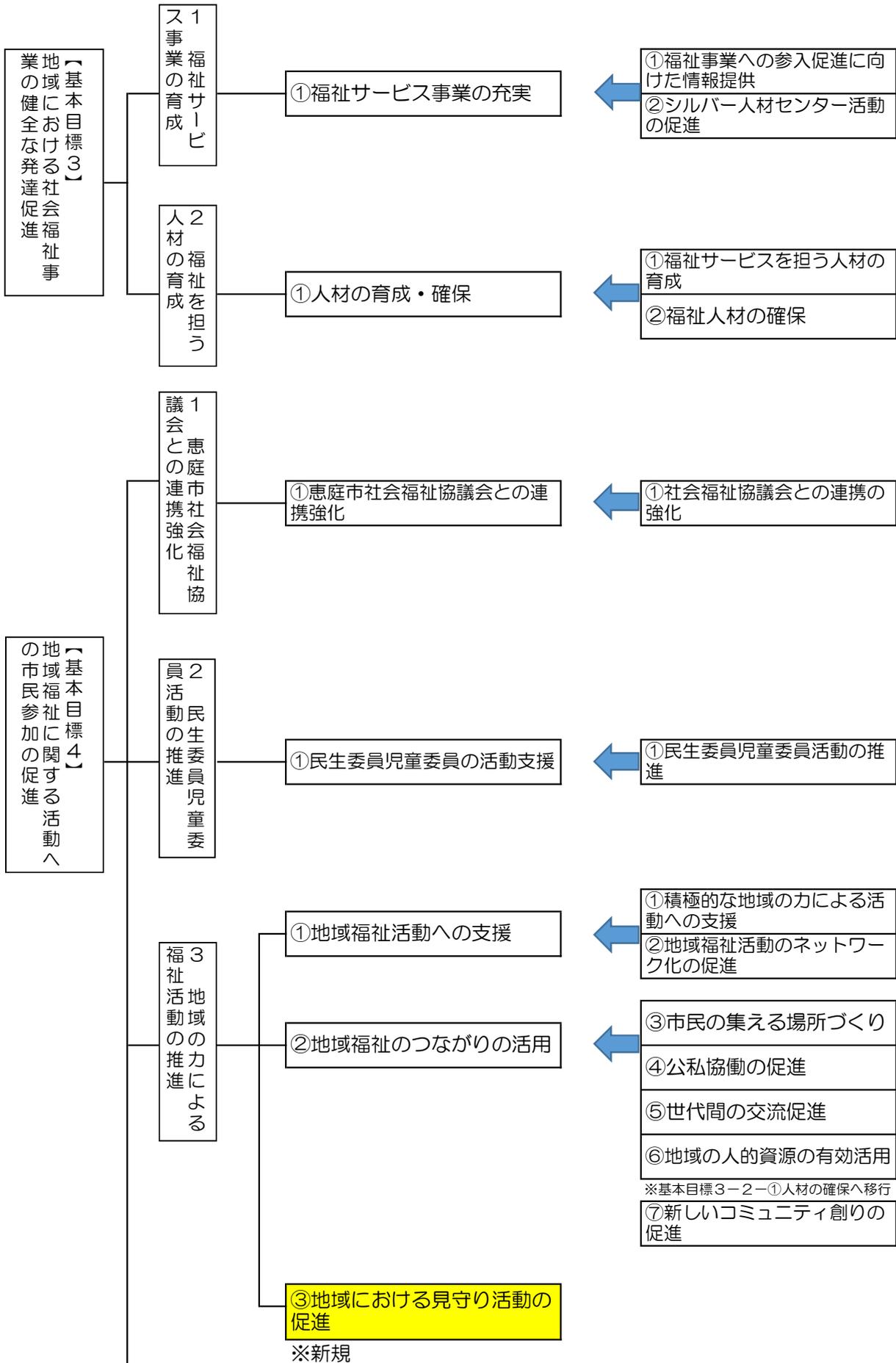


【基本目標】

【基本施策】

【第3期における具体的な施策】

【第2期における具体的な施策】

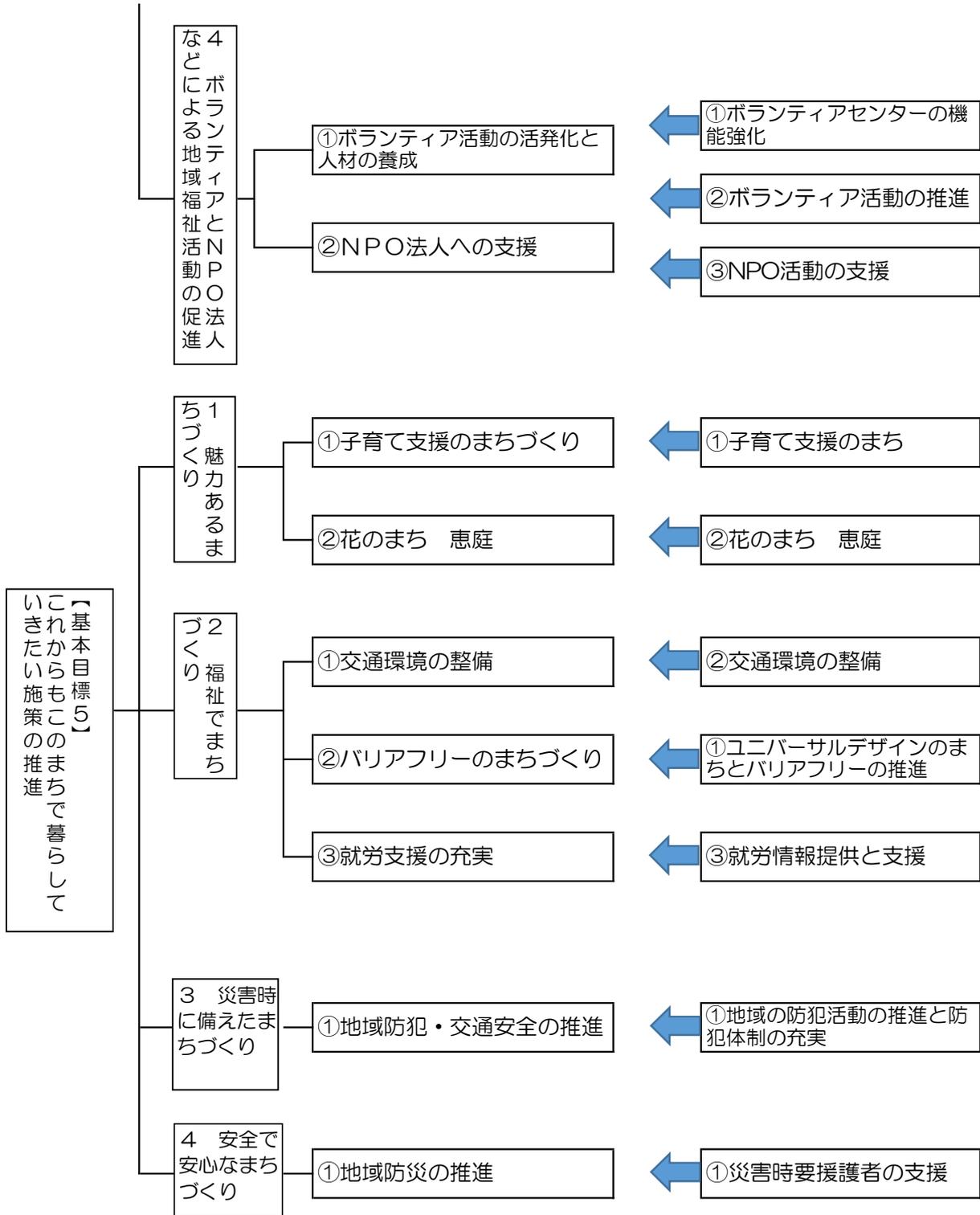


【基本目標】

【基本施策】

【第3期における具体的な施策】

【第2期における具体的な施策】



資料編

【資料1】第2期地域福祉計画の取組状況について(計画期間:H23~H27年度)

基本目標 1 : 基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等 (H23~H27年度)				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
①基本理念の共有化の推進	地域福祉学習会の開催や、市HPによる地域福祉の普及啓発	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
	地域福祉計画策定時に広報やホームページを活用して計画の周知を図った。							
	②福祉教育の推進	小中学校における地域福祉理解への取組。	教育総務課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
【具体的な達成状況・課題点など】								
小中学校の総合的な学習の時間により、特別養護老人ホームなどの福祉施設を訪問する体験的な福祉の学習など、福祉教育を実施している。								
	社協ボランティア活動普及関連事業との連携。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
社会福祉協議会において、児童生徒のボランティア活動普及事業を推進している。また、活動にかかる経費助成を行なっているほか、体験学習、福祉の授業の支援として講師派遣、講師紹介、体験受入施設の紹介・調整、器材の貸出を行なう等各学校の取組を支援している。								

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 福祉に関する相談体制の充実	①相談窓口体制と機能の強化 1) 子ども相談窓口	相談窓口保健師・児童相談員を配置し、相談体制を充実する。	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				【具体的な達成状況・課題点など】				
		専門職を配置し、相談事業の充実を図っている。						
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
	【具体的な達成状況・課題点など】							
	電話、来所、家庭訪問、乳幼児健診、育児教室等で発達や育児等の相談を実施している。							
	2) 障がい者(児)相談窓口	相談窓口専門職(社会福祉士)を配置し、相談窓口を充実。発達に不安のある園児に対する相談支援。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				【具体的な達成状況・課題点など】				
		障がい福祉課に社会福祉士を配置し、窓口相談の充実を図った。社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センターを設置し、高度な専門相談を実施している。						
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
	【具体的な達成状況・課題点など】							
	発達に不安のある園児に対する相談支援。							
発達に不安のある園児に対する相談支援。	子ども発達支援センター	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
		【具体的な達成状況・課題点など】						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法の改正に伴い、平成24年に相談支援事業所の指定を受け、お子さんの発達上の心配なことについての相談を受けている。 ・ 乳幼児検診時に保健師と連携を図り、発達相談を実施するとともに発達支援教室を開催する等、早期発見・早期支援事業を実施している。 ・ お子さんの成長過程を記録し各種情報を整理することにより、保護者負担を軽減する事の出来るツールとして平成26年度「すくすくサポートファイル」作成した。 							
	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
【具体的な達成状況・課題点など】								
電話、来所、家庭訪問等で精神保健福祉相談を実施している。千歳保健所主催の「こころの健康相談」と連携して相談を実施している。								
3) 高齢者・介護保険相談窓口	相談窓口専門職(保健師・社会福祉士)を配置し、高齢者の自立支援を含めた相談支援。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			【具体的な達成状況・課題点など】					
	市の相談窓口として保健師配置に加え、介護保険法に基づく地域包括支援センターで相談・支援等を実施している。							
	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
【具体的な達成状況・課題点など】								
健康相談等の実施								
健康相談等の実施	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
		【具体的な達成状況・課題点など】						
電話、来所、家庭訪問での相談活動を実施している。月1回の「高齢者はつらつ相談」を実施している。								

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
1. 福祉に関する相談体制の充実	②地域での相談機能の充実 ・高齢者相談	地域包括支援センターを3つの地域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図る。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				【具体的な達成状況・課題点など】					
		地域包括支援センターを3つの日常生活圏域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図っている。今後、高齢者人口の増加に伴い、各圏域間の高齢者人口の平準化を図るため、日常生活圏域を4地区とし地域包括支援センターを4カ所設置する。							
		・障がい者相談	北海道障がい者条例の施行により、地域相談員を設置し、相談機能の充実を図る。障がい者支援センターの設置等	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	【具体的な達成状況・課題点など】								
	患庭市障害者相談員（道条例の地域相談員と併任）を設置し、身近な相談体制を整備した。社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センターを設置し、高度な専門相談を実施している。								
	・子ども相談	保育園・子育て支援センターにおいて子育て支援・相談機能の充実を図る。	子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				【具体的な達成状況・課題点など】					
	地域交流保育等を実施している。								
	・民生委員	地域の身近な相談相手として職務を実施。民生委員の制度の周知を行うとともに身近な相談相手としての機能を充実。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				【具体的な達成状況・課題点など】					
	地域の相談役として重要な役割を担っている民生委員児童委員においては、担当区域内において気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談に乗り、各種福祉サービスにつなぐ等地域の見守り役として継続した支援活動を行っています。								
③情報提供の充実	福祉サービスの情報提供の充実	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			【具体的な達成状況・課題点など】						
		市関係課と地域包括支援センターなどの連携を図り、各種サービスの充実を図っている。							
		障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			【具体的な達成状況・課題点など】						
		障がい者が利用できる各種制度をまとめたガイドブックを作成し、窓口説明に活用するとともに、ホームページに掲載している。障がい者自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、障害福祉サービスの提供等に関する情報共有体制を整備している。							
福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
	【具体的な達成状況・課題点など】								
社会福祉協議会では、広報誌に加えてホームページ、ブログを開設し、ボランティアや各種サービスなど随時最新の情報提供を行なった。									

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）						
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
2. 地域福祉のネットワークの構築	①相談機関のネットワーク化の推進	相談支援センターの設置に伴ない、市内外の相談団機関との連携等。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
		【具体的な達成状況・課題点など】			障がい者総合相談支援センターに、地域の障害福祉関係機関ネットワークである自立支援協議会の運営を委託し、地域の相談支援事業者との連携、協働し相談支援のネットワーク化を図っている。					
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
	○									
	【具体的な達成状況・課題点など】			高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、患庭市SOSネットワーク、認知症グループホームネットワークの会を設立し、関係機関の連携に努めている。						
	②包括ケア会議の開催	介護関係機関等との患庭市包括ケア会議を定期的開催し、情報交換等連携を図る。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
		【具体的な達成状況・課題点など】			介護関係機関等との患庭市包括ケア会議を定期的開催し、情報交換・サービス調整など連携強化を図っている。					
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
	○									
	【具体的な達成状況・課題点など】			患庭市包括ケア会議へ参画しサービス調整を図っている。						
③子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進	高齢者虐待防止ネットワーク会議の設立による虐待防止への取組。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
			○							
			【具体的な達成状況・課題点など】			平成19年10月に高齢者虐待防止推進委員会を設置し、研修会等を実施している。平成20年10月に警察署など24関係機関からなる「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、ポスター・学習会など各種取り組みの推進を図っている。				
			完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
	○									
	【具体的な達成状況・課題点など】			障害者虐待防止法施行に伴い、障がい福祉課及び障がい者総合相談支援センターに虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び通報等に対する対応を行っています。						
	要保護児童ネットワーク協議会の設立による虐待防止への取組	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
			○							
【具体的な達成状況・課題点など】			要保護児童ネットワーク協議会設置し、関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組んでいる。また、相談員を配置し、DV相談に対応している。							
相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク・要保護児童ネットワーク協議会への参画	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
		○								
【具体的な達成状況・課題点など】			相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。要保護児童ネットワーク協議会へ参画しサービス調整を図っている。							

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
2. 地域福祉のネットワークの構築	④ 恵庭市SOSネットワーク	認知症のある方など行方不明者に対し、警察や地域行政が連携して事故を未然防止、また早期発見に努める。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
		【具体的な達成状況・課題点など】					平成21年7月に恵庭市SOSネットワークを設立し、警察、地域行政や関係機関が連携して、認知症のある方などの行方不明の未然防止、早期発見に努めている。		
	障がいのある方など行方不明者に対し、警察や地域行政が連携して事故を未然防止、また早期発見に努める。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
	【具体的な達成状況・課題点など】					恵庭市SOSネットワーク連絡協議会に参画し、未帰宅者に係る事故の未然防止、早期発見・保護の体制を構築し、制度及び連携協力体制に関する周知を行っています。			
3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	⑤ 成年後見ネットワーク	認知症により判断能力が不十分になっても地域で暮らしていけるよう制度理解の普及や支援体制の整備を進める。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
		【具体的な達成状況・課題点など】					平成21年3月に地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。		
		① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用	地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、各種事業を展開。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
			【具体的な達成状況・課題点など】					平成21年3月に地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。また、高齢者の権利擁護の取り組みを一層推進していくために（仮称）成年後見センター設立準備や法人後見の活動支援を行います。	
当事者や対象者のいる入所施設などからの相談を受け、該当者の調査等施設と連携を行う。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
【具体的な達成状況・課題点など】					恵庭市成年後見ネットワークに参画し、障がい者の権利擁護に必要な制度制度の周知や利用支援を行っています。障がい者の権利擁護の取り組みを一層推進していくために（仮称）成年後見センター設立準備や法人後見の活動支援を行います。				
成年後見ネットワーク会議への参画。	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
【具体的な達成状況・課題点など】					成年後見ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。				
権利擁護事業として日常生活上の判断能力に不安のある方への福祉サービス利用援助、金銭管理支援を行う。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
【具体的な達成状況・課題点など】					社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施している。同時に相談体制と周知を強化して、事業利用の促進を図っている。また、事業を利用している方に対して安心して継続利用できるようきめ細かい調整、連携を進めながら支援をしている。				
② 第三者評価と自己評価の促進	福祉事業者における第三者評価。受診への働きかけ等	福祉事業者における第三者評価。受診への働きかけ等	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				【具体的な達成状況・課題点など】					恵庭市では、福祉サービス事業に関し、なのはな保育園が第三者評価の受診をしています。今後ともサービスの質の向上のため事業者に対し「第三者評価」や「自己評価」等についての啓発を行い、実施に繋げるよう努めます。

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	③苦情相談と解決方法の周知	行政が行っているサービスに関する苦情を申し立てる方法について周知。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			介護認定通知書などに介護被保険者の不服申立てがあった場合の第三者的機関である介護保険審査会（北海道）について記載するなど、制度の周知を図っている。					
			障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			支給決定等の通知には、不服申立て等に関する記載を行っており、申立てに至らない苦情についても丁寧な説明に心がけています。また、行政不服審査法等の改正に伴う対応を行います。					

基本目標 3： 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 福祉サービス事業の育成	①福祉事業への参入促進へ向けた情報提供	福祉事業への参入促進に向けた情報提供。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	【具体的な達成状況・課題点など】 介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備を進めている。基盤整備にあたり、新たな事業者などの参入を促し競争性を高め、質の高いサービス提供につなげるよう推進を図っている。							
2. 福祉を担う人材の育成	②シルバー人材センター活動の促進	シルバー人材センターにおける地域福祉向上のための施策の推進。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	【具体的な達成状況・課題点など】 配食サービスを高齢者の活動拠点でもあるシルバー人材センターに委託し、高齢者がひとり暮らしの高齢者等に安否確認も含め実施しており、さらに地域に密着した活動をしている。							
2. 福祉を担う人材の育成	①福祉サービスを担う人材の育成	福祉サービスに係る人材の育成。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	【具体的な達成状況・課題点など】 介護サービスに係る施設等事業所の新人職員を対象とした研修を実施するほか権利擁護等をテーマとして包括ケア会議構成機関を対象とした研修を実施している。							
2. 福祉を担う人材の育成	②福祉人材の確保	福祉人材の確保。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	【具体的な達成状況・課題点など】 事業者においてホームページ等を利用して、広く人材の募集を行っている。							

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 社会福祉協議会との連携の強化	①社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			財政的な援助を含め、社会福祉協議会が行う事業について、随時協議を行いながら連携の強化を図っている。					
			障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
		【具体的な達成状況・課題点など】						
		福祉用具の貸出し、外出支援、権利擁護支援など社会福祉協議会事業の活用やボランティアセンターとの連携による障がい者支援の充実を図っています。						
		保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
○								
【具体的な達成状況・課題点など】								
身近な地域で住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操）が実施できるよう、サロン事業等と連携を図り地域づくりを推進している。								
2. 民生委員児童委員活動の推進	①民生委員児童委員活動の推進	委員の研修の推進。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
		上部団体の研修会や、独自研修を通じて、民生委員児童委員活動への研鑽を続けている。また、市の行う事業への参加により、地域福祉活動をより積極的に行っている。						
		高齢者関係に係る連携等。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
		【具体的な達成状況・課題点など】						
		ひとり暮らしの高齢世帯などの増加に伴い、町内会や民生委員児童委員等による地域における見守り等の実施。						
		障がい者関係に係る連携等。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
○								
【具体的な達成状況・課題点など】								
民生児童委員連絡協議会から障がい者地域自立支援協議会への参加や研修会の開催などの連携を図っています。また、民生委員等の協力により、一人暮らしの知的障がい者等の見守り支援等を行っています。								
3. 地域の力による福祉活動の推進	①積極的な地域の力による活動への支援	町内会・町内会連合会が行う共同福利事業・市政協力業務に対する自治活動交付金等による継続的な活動支援。	市民活動推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
	【具体的な達成状況・課題点など】							
	62町内会・自治会に対し、均等割、世帯数割、高齢者割及び役員数割により交付。							
①積極的な地域の力による活動への支援	高齢者世帯等に対する地域活動への支援。		介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などへの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。								

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）						
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
3. 地域の力による福祉活動の推進	②地域福祉活動のネットワーク化の促進	町内会単位で地域での支えあいを柱とした「小地域ネットワーク」の推進。学校等との連携によるネットワークづくり。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】 町内会・自治会単位で、地域での支え合い活動を主とした小地域ネットワーク活動を推進しており、運営面、財政面での支援を継続している。						
	③市民の集える場所づくり	ふれあいサロン事業の展開。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】 身近で気軽に集える居場所として「ふれあいサロン事業」を実施し、現在40箇所でサロンが運営されている。財政面で支援を行なっているほか、交流会を開催しサロン団体同士の情報交換の場をつくり連携を図っている。						
④公私協働の推進	公私が協働する事業の展開。協働により福祉サービスの向上を図る。		介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などへの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。				
			障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 障がい福祉関係機関で構成する自立支援協議会において、地域における課題を共有し、地域のサービス提供体制についての協議を行っています。				
⑤世代間の交流促進	世代間交流を図るための施策の推進。		子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 黄金ふれあいセンター内の喫茶コーナーを設置し、地域のボランティアによる運営を行っている。				
			介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 平成19年度より老人憩の家を利用した通学合宿において子どもと高齢者との交流事業を実施している。				
			子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 黄金ふれあいセンターでは、子どもから高齢者までの世代間交流が生まれる「ゆるいコミュニティ」をコンセプトに、幅広い世代の利用を実現している。				
			子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】 保育園でのもちつき会や菜園活動等の行事、老人スポーツ大会への参加等を通して世代間の交流を行っている。				

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
3. 地域の力による福祉活動の推進	⑥地域の人的資源の有効活用	えにわ知恵ネットバンクを活用した人的資源の有効活用。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	【具体的な達成状況・課題点など】			市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。					
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	⑦新しいコミュニティ創りの促進	地域住民が参加し、管理運営を行うための協議を行う組織を構成し、新しいコミュニティづくりの促進を図る。	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	【具体的な達成状況・課題点など】			黄金ふれあいセンターの運営にあたり、運営協議会を設置し、運営内容の検討を進めている。					
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	①ボランティアセンターとの機能強化	ボランティアセンター機能強化。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	【具体的な達成状況・課題点など】			ボランティアセンターの機能強化を図るために社会福祉協議会にボランティアセンター運営委員会を設置し、情報提供のあり方や相談機能、ボランティアコーディネートについて改善点等を協議しながら進めている。					
	②ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			【具体的な達成状況・課題点など】			市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。			
保健課			完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
【具体的な達成状況・課題点など】			身近な地域で住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操）が実施できるよう、いきいき百歳体操サポーターの養成支援や活動継続支援を実施している。						
福祉課	【具体的な達成状況・課題点など】			社会福祉協議会では、ボランティア活動参加へのきっかけづくり、登録者のフォローアップを目的として研修会を開催している。その他個人、団体登録者向けのボランティアセンターだよりを毎月発行し情報提供を行なっているほか、ボランティア団体の交流会を開催し連携の活発化を図っている。					
	③NPO活動の支援	NPO団体の活動に対する支援の検討。	市民活動推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
【具体的な達成状況・課題点など】			NPO法人の事業充実を図るため、各種セミナーを開催し、経営に対する支援を行いました。また、NPO法人の活動の充実を目指し、市民がNPO法人に対し寄り添いやすい環境を作るため、NPO法人の条例個別指定制度を導入しました。						

基本目標 5： これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 魅力あるまちづくり	①子育て支援のまち	子どもを安心して生み育てることができるまちとして各種福祉施策の実施	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
○								
【具体的な達成状況・課題点など】								
「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき、子どもたちが安全で安心して地域で過ごすことができる居場所（子育て支援センター、学童クラブ、子どもひろば）づくりを進め、充実を図る。								
子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
○								
【具体的な達成状況・課題点など】								
えにわっこ安心プランに基づく各種施策を実施した。								
②花のまち 恵庭	花のあるまちづくりによる地域福祉への発展。（花を通じた地域の交流など）	花と緑・観光課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
【具体的な達成状況・課題点など】								
平成9年度に策定した花のまちづくりプランについて平成19年度に改定を行い、花のまちづくりの推進を図っている。								
2. 福祉でまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	恵庭市バリアフリー基本構想に基づきユニバーサルデザインのまちとバリアフリー化を目指す。	まちづくり推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
	恵庭市バリアフリー基本構想に定められた重点整備地区内における特定事業計画の実施に向け、国、北海道、公共交通機関、公安委員会及び市などの事業実施に係る諸機関と市民団体で「恵庭市バリアフリー協議会」を組織し、各事業者相互の連携を図り計画的に実施するための連絡調整会議を平成23年度より毎年開催している。本協議会は、全ての特定事業計画が完了する平成32年度まで継続予定。							
②交通環境の整備	恵庭市地域公共交通総合連携計画による、交通空白地域の解消。エコバス、乗り合いタクシーの実証運行等。	生活安全課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
【具体的な達成状況・課題点など】								
エコバスは市街地循環路線を本格運行。エコタクは、エコバス区域外にお住まいの方の自宅と公共施設間を送迎。交通空白地域へのエコバスの新規路線の乗り入れの検討。								

基本目標 5： これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
2. 福祉でま ちづくり	③きれいなまちづ くりの推進	きれいなまち づくり条例に 基づき市民・ 事業者・行政 による「5.30 クリーン ウォーキン グ」の展開	廃棄物管理 課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
	【具体的な達成状況・課題点など】							
	恵庭市では、現在、市民（町内会、ボランティ ア等）や事業者、市（市のボランティアグル ープ等）が協働して、きれいなまちづくり条例に 基づき、「5・30クリーンウォーキング」を 展開しています。							
④就労情報提供と 支援	ジョブガイド 等を活用した 求職活動への 支援	障がい福祉 課	子ども家庭 課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				障がい者総合相談支援センターe-ふらっと に、平成25年度より障がい者就労相談・就労 支援の機能を強化しました。 ハローワークに自立支援協議会に参加してい ただき、連携を図っています。				
3. 災害に備 えたまちづく り	①災害時要援護者 の支援	災害時要援護 者プランに基 づいた適切な 援助	基 地・防 災 課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				災害対策基本法の改正により、災害時に避難行 動支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、 平成26年11月に作成した。災害時の避難支援 等関係者に避難行動支援者名簿の提供は可能と なったが、平常時からの提供については、避難 行動支援者から名簿提供に関する本人同意や提 供後の取り扱いについて課題があることから、 今後整備を進める。				
4. 安全で安 心なまちづく り	①地域の防犯活動 の推進と防犯体制 の充実	市・警察・防 犯協会との連 携。地域安全 ニュースによ る広報活動。 安心安全なま ちづくり。	生活安全課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				地域安全ニュース・交番ニュースの回覧、歳末 警戒出動・啓発				

【資料2】地域福祉懇談会の内容について

第3期恵庭市地域福祉計画の策定にあたり、現計画である第2期恵庭市地域福祉計画の取り組み状況について報告を行うとともに、取組内容に関するご意見や、次期計画に関する要望等をお聞きするため、全市民を対象に平成27年10月に「島松地区」、「恵庭地区」、「恵み野地区」の順番で地域福祉懇談会を開催しました。当日いただいたご意見・要望は以下のとおりです。

【島松地区】

1. 日 時 平成27年10月21日（水）18時30分～19時45分
2. 場 所 島松公民館2階視聴覚室
3. 出席者 市民11名
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：島松寿町では2つのサロンが活動している。市内をみると空き家があることから、空き家を活用しサロン活動に使えるようになるとサロンが広がると思う。また、市営住宅が3ヶ所あり、市営住宅の1室をサロン活動で使えるようにしてほしい。

社：第4期地域福祉実践計画の中でもふれあいサロン事業は力を入れてきた事業である。空き家及び市営住宅については、担当所管へ相談をさせていただくが、第5期地域福祉実践計画に盛り込めるかどうかはお答えできないのでご理解いただきたい。

問：島松寿町にエコバスの停留所が新たにできたが、利用者にとって利便性が感じられない。道道恵庭江別線には信号がないところに停留所を作ることができないと回答があった。しかし、高齢者を救済するものがこれでいいのかという思いがある。アンダーパスのところに停留所を作ってほしい要望は出しているが実現されていない。

市：本日はエコバスの担当部署である生活環境部が来ていないため回答できないが、今日の内容についてはしっかり担当部署へ伝えたい。

問：居場所のひとつとして島松憩の家が島松東町にある。とてもいい場所ではあるが、島松東町の敬老会はタクシー等を使い島松公民館で開催している。歩いて行ける範囲であるので本音は近くにある憩の家で開催したいが、高齢により膝が悪い人が多くなったことから畳では立ち上がるのが大変である。椅子が必要になるので施設の改善に力を入れてほしい。

市：最近同様の要望が出され、どこの憩の家でも要望が出ている。以前は、畳で使用していたが膝が痛い人が増えた。全ての施設を同じ時期に整備するのは予算の関係があり難しいことから、今後は整備計画を立て順次整備していきたいと考えており、時間がかかることを理解いただきたい。

問：第6期高齢者福祉計画が始まったのでホームページをみた。憩の家の整備について具体的に椅子を整備するということは載らないのか。

市：整備を推進していくとは明記しているが、椅子等の具体的なものまでは掲載していない。掲載していないからやらないというわけではなく、要望が出ていることから順次進めていきたい。

市：憩の家の椅子の関係については市議会でも取り上げられている事案である。予算の関係もあるが、どういったものが必要なのかを老人クラブに聞きたい。建設当初は畳の方がいいという意見があった。年間100脚の椅子を整備しているが、島松憩の家は新しい施設であるので時間がかかるかもしれないが、実際に施設を使っている方々に意見を聞き整備したい。

問：憩の家のゴミの収集についてお願いしたい。現在は、憩の家を使った際に出たゴミは、老人クラブの会員の当番の女性に分別してもらい持ち帰ってもらっているが、せっかく遊びに来たのにゴミを持って帰るといふ苦勞をかけている。以前にもこうした懇談会があった際に同様の意見を言わせてもらった。まだ実現がされていないので、事業所扱いのゴミではなく一般家庭ゴミの扱いで収集してほしい。

市：以前から伺っていた意見ですので廃棄物対策課と連携しモデル事業として実施できないかどうか検討中でありお時間をいただきたい。

19時45分終了

【恵庭地区】

1. 日 時 平成27年10月26日（月）18時30分～19時35分
2. 場 所 恵庭市民会館2階大会議室
3. 出席者 市民19名
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：この地域福祉懇談会はどのような位置づけか？この懇談会で話し合われたことがどのように計画に反映されるのか？

市：地域福祉計画、地域福祉実践計画はそれぞれH27年度で事業が終了する。次期計画を策定するため、広く市民の皆さんや団体、ボランティアの方の福祉に関する意見や要望を聞くことがこの懇談会の目的である。

問：この懇談会の記録はどのような取り扱いか？

市：今回いただいた意見は、次期計画の中に掲載する。この計画は個別計画の上位計画であり、今回のご意見をもとに地域福祉計画において、具体的にどのように冊子に載せるかは現時点では決まっていないが、今後の方向性などの面において網羅させ、計画に反映させたいと考えている。

問：平成26年度に市民後見人育成研修が行われ、18名の方が対象だった。平成27年度以降のこれらの方の活動方法はどのようにお考えか？

市：平成26年度に市民後見人を養成した。平成27年度は市民後見センターを設置すべく設立準備委員会を現時点で2回開催している。今後も委員会を開催し、平成28年度に社会福祉協議会へ市民後見センターを設置する予定。

問：昨年受講された方は、平成28年度市民後見センターが立ち上がったときから活動するの
か？

市：その予定で準備している。

問：平成26年度に受講し、知識があるのにセンターが立ち上がるまで活動はないのか。

社：平成26年度に市主体で、市民後見人の養成を行い、基本的には平成28年度社協に委託されるが、後見センターが立ち上がった時点で18名全員にご活躍いただく予定。今の時点でも全員ではないが社協の行っている日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍いただいているので、研修後2年間活動を据え置いているわけではないのでご理解願う。

問：平成28年度から市民後見人制度を実施する。誰でも市民後見人制度を利用できるのか、それとも審査等があるものなのか伺いたい。

市：成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が十分でない人に対し法的に支援する制度である。想定する障がい者は、基本的に知的障がいと精神障がい。本人申立などで、視覚等に障がいがある場合は、障害福祉サービス利用支援を行う。

問：「交通環境の整備」について。子どもやお年寄り、障がい者の方、またこの方たちの家族にとっても交通環境をいかに整備していくことが大切なことだと思うが、市としてどのような見解を持っているのか伺いたい。

市：大変重要な課題と考えている。この交通網のご質問は島松地区の地域懇談会でも同様にあり、本日はエコバスの担当部署である生活安全課の職員が来ていないため回答できないが、今日ここに来ていない部署の件については、しっかりとその担当部署に伝えていきたいと考えている。

問：盲導犬を持っている者が介護施設等に入所しようとする、盲導犬は断られる。私たち盲導犬を持っている者は、盲導犬と一緒に入ることができる施設を望んでいる。恵庭市の計画の中で、そのような取り組みを位置づけてほしいと思うがご所件はいかがか。

市：介護施設では、盲導犬とともに暮らすことは想定されていないと思う。現状では難しいと思うが、全国的にそのような事例があるか調査する。

問：音声信号が、午後7時を過ぎると全部止まってしまう。これは警察や町内会との調整も出てくると思うが、7時に止まってしまうのは非常に不便を感じる。もう少し音声信号が止まる時間を延ばしてほしい。

市：信号の関係は、設置については警察の管轄になるが、音の消音については地域住民の意見を反映していると聞いている。ただ、一方では視覚障がい者の意見は反映されないのかという話にはならないので、関係機関との会議等があるときに今日のご意見をお伝えし、情報が分かればあらためて回答する。

19時35分終了

【恵み野地区】

1. 日 時 平成27年10月29日（木）18時30分～20時10分
2. 場 所 恵み野会館活動室
3. 出席者 市民14名
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：地域福祉計画の資料で、公的サービスでは受けられるサービスが不足している側面があると文言があるが、具体的にどのような認識なのか伺いたい。

市：地域福祉計画では福祉サービスについても記載があるが、それだけではなく、自主的な地域住民による支えあいや団体の活動等も必要である意味合いがあり記載している。市民が福祉サービスに求めているものは様々ある。その中で、市民すべてが満足しているサービスはないため不足していると記載している。具体的に、どのようなサービスが不足しているのかは記載しておらず、こうした意見交換会で必要なサービスの要望を出してほしい。

問：防災無線が聞こえづらい。高齢で耳が遠いせいもあると思うが、防災無線が聞こえづらい。

市：防災無線については議会でもよく取り上げられる。北海道で初めてデジタル無線にしたことがあり聞こえはよくなったが、家の構造が防音化になっていることや風向きによっても聞こえが変わり、窓を閉めていると聞こえづらいという声がある。現在地域を分けて4回放送している。聞こえなければ、テレフォン案内やホームページからも内容を確認できる。

市：35-4664に電話すると内容を確認できる。フリーダイヤルで通話料はかからない。防災無線は、聞こえづらい地域もあれば、近いところではうるさいという苦情が来るためバランスをとりながら行なっている。

問：認知症の人が交通事故を起こしたニュースをみた。認知症の対策を計画に盛り込んでほしい。

市：市内で現在1万7千人の高齢者がいる。75歳以上の方が8千人おり、65歳以上の高齢者の15%が認知症を発症しているとみられ、割合としては2千人である。認知症は市内だけの問題ではなく、国をあげて取り組みを行なっている。第3期地域福祉計画では、認知症施策推進事業として28年度から取り組むことになっており、準備期間があり実際には30年4月から始まることとなる。認知症初期集中支援チームを設置し、精神科及び脳外科の先生も加わり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすための施策を検討していきたい。

問：市職員としてではなく、一市民として家族にも防災無線が聞こえているか聞いたことはあるか。ホームページで確認できると言われても高齢者はできない人が多い。電話で確認できるということであったが初めて知った。今日会場に来ている人たちで知っている人はいたのか。

市：さきほども説明があつたが、近くの人と遠くの人とのバランスをとりながら放送している。音

を大きくすることはできるが、近くの人にとっては相当な音になる。広報で電話番号も掲載している。一般的にはご家庭に電話はあるはずなので、どうしても聞こえづらい地域の人には電話で確認してもらう方法しかない。防災無線が聞こえづらいことや電話番号を知らない人が多かった等今日の声は担当部署へ必ず伝えたい。

問：要保護児童ネットワークの構成を教えてください。児童虐待が多く、民生委員として相談を受けることがあるが、こうしたネットワークに団体から選出されていても情報がおりにこないため困ることがある。できることなら5つの地区から一人ずつ参加することができれば情報が行き渡ると思う。

市：市役所の内部部署を含めて22団体で構成されている。児童相談所、千歳保健所、千歳警察署、市内の小中学校の教頭会、市内高校、医師会、市内幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、人権擁護委員、民生委員連絡協議会で構成されている。民生委員連絡協議会からは会長が選出されているため、情報伝達の方法を考えていただきたい。ネットワークの方の人数ばかりが増えてしまうため、地区の会長会等を通じて情報が行き渡るようお願いしたい。

問：配食サービスでは安否を確認する旨記載がある。これから高齢者が増え、一人でもそうだが、夫婦でも買い物に行くことができない人もいる。子ども世帯と同居していても、日中仕事をしていたり、2世帯でまったく別々な生活をしている世帯が、配食サービスを申請して断られたことがある。個々の状況を見て、手を差し伸べてもらえないものか。市役所へ何度か依頼したが断られた。

社：恵庭市で実施していたものを平成25年度から社会福祉協議会へ移管され、要綱に照らし合わせて実施している。同居していても子ども世帯の帰りが遅い等状況に応じて対応している。お話のあったケースの詳細を把握していませんが、いずれにしても状況に応じて支援を行なっているのでご相談いただきたい。計画の説明でもあったが、在宅福祉サービスの利用にあたってはサービスのみならず、生活上他に困りごとがないかまで確認し、必要があれば他の機関へつなぐ等の支援を行ない、サービス提供に努めている。対象者範囲を広げるということであれば、恵庭市との協議も必要になってくる。

補足になるが、在宅高齢者等配食サービス事業は、概ね65歳以上の単身もしくは高齢者で構成される世帯もしくはこれに準ずる世帯を対象としているので高齢者夫婦世帯は対象になる。世帯の中で、若い人がいても日中仕事に行き不在である場合でも対象になることがあるので、社会福祉協議会へ相談していただきたい。平成25年度から社会福祉協議会へ移管したが、制度の中身自体に変更はない。対象とならなかったケースでは、世帯構成の中で何かあったものとする。週に3回、月水金もしくは火木土の3回からになるので、それに合致しなかったことも考えられる。いずれにしても、必要であれば再度相談いただきたい。

問：老人クラブの役員の担い手がない。若い人の力を援助してほしい。元気な高齢者を増やすことは医療費の削減にもつながるので大切なことだと思う。資金だけの援助ではなく、人的な支援が必要だと考えている。

市：市内に34の老人クラブがある。そのうち、連合会に加入しているのが28団体ある。連合会に加入していない団体は役員の担い手がないという課題があり加入していない。高齢者が増えていくにも関わらず、老人クラブの加入者が減っていくのは恵庭市だけの問題ではない。老人クラブの活性化を図るため、老人クラブ活性化委員会を26年度から設け、各老人クラブの活動の様子を冊子にして広報を行ったり、加入強化費として各団体へ10,000円交付したり、一人会員が増えたら2,000円補助する等様々な事業を行なっている。昨年も人的支援について検討したが金銭的な支援になった経緯があるが、再度老人クラブ活性化委員会で人的支援について検討していきたい。

問：認知症の問題について、老人クラブの会員で認知症で入院した方がいるが、入院前は老人クラブの例会のことで毎日電話がきていた。この人とは別の人で、旅行先で行方不明になってしまった人がいる。社協の資料をみると徘徊高齢者位置検索システムが1件の利用しかない。老人クラブとしては事故が起きてしまうことを心配している。

市：位置検索システムでは、機械を持って家を出なければ意味がなく、認知症の方が機械を持って出るのは難しいことから利用者が少ない現状がある。恵庭市では、SOSネットワークを組織しており、認知症の方が外出後帰宅されないということがあれば市内100以上の事業所に顔写真入りのFAXが流れるようになっている。登録いただければ、警察に捜索願が出されれば介護福祉課へ連絡が来るようになっている。

市：行方不明になった場合に家族で捜索してから連絡がくるので時間が経ってしまうケースが多い。早く警察もしくは市役所へ連絡いただければ捜索する範囲は狭くなる。平均的に4、5時間経過してから連絡が入る。徘徊の場合は警察が主で捜索するが、時間が経過すると遠くまで行ってしまっているののでできるだけ早く連絡をいただきたい。

社：平成25年度から11事業が恵庭市から移管され、徘徊高齢者位置検索システムや緊急通報システムは認知症の方を対象とした事業であり、機械を持って出なければ捜索することができない。緊急通報システムの機械が技術革新し、そちらを使う方が増えている。まずは社協へ相談いただきたい。

問：保健センターの講習会等で高齢者は握力が大事だときいた。介護予防のために、地区会館や憩の家等に握力計を設置してほしい。健康寿命が1年伸びれば、保険料が下がり好影響がある。

市：握力計をすぐに揃えるとは約束できないが、健康寿命を伸ばしたい同じ思いを持っている。握力計になるかはわからないが、健康寿命が伸びる施策を考えていきたいことから時間をいただきたい。

問：防災無線の聞こえは大変明瞭になった実感がある。できることなら、町内会の行事で地域だけに呼びかけを行いたい場面があるので使わせてほしい。

市：もうすでに使用して問題はなく、そのために町内会長へ鍵を渡している。使用方法についても中に説明書きがあるはずである。

問：恵庭市で優先している計画があれば知りたい。地域福祉計画は、地域福祉計画の資料をみると23年度から27年度までどのような実績だったのかが見えない。実績がわからないところ、意見及び要望と言われても出しようがない。社協の地域福祉実践計画は町内会長という立場で評議員になっており、とらえ方は難しい部分があるが、地域福祉部会で第4期計画の検証等を行なったことからよくわかる。しかし、社協の関係では成年後見センターと介護支援ボランティアポイント制度を恵庭市から受託した場合現在のスタッフでやっていけるのか心配している。

市：どの計画も並行して進めていくものであり、それが我々の使命である。

社：叱咤激励ともとれるお話をいただき大変ありがたい。ご心配いただく点については、今後も社協の評議員等へ情報提供を行なっていく充分説明していきたい。

20時10分終了。

【資料3】策定までの経過

日 時	策 定 経 過	備 考
H27.8.19 (水)	恵庭市保健福祉推進会議 場所 恵庭市民会館サークル研修室	保健福祉部職員
H27.10.21 (水) 18:30～	地域福祉懇談会 (島松地区) 場所 島松公民館 2階視聴覚室	市民11名 出席
H27.10.26 (月) 18:30～	地域福祉懇談会 (恵庭地区) 場所 恵庭市民会館 2階大会議室	市民19名 出席
H27.10.29 (木) 18:30～	地域福祉懇談会 (恵み野地区) 場所 恵み野会館 1階活動室	市民14名 出席
H28.1.8 (金) 14:00～	恵庭市社会福祉審議会 場所 恵庭市役所第2・第3委員会室	市民14名 出席
H28.1.13 (水) ～2.12 (金)	パブリックコメント	市役所情報公開コーナーほか
H28. . () :00～	厚生消防常任委員会 場所	
H28. . () :00～	恵庭市社会福祉審議会 場所	

【資料4】 恵庭市社会福祉審議会委員名簿

(任期 ; H27. 5. 27～H29. 5. 26)

区分	NO	氏名	所属	所属役職	専門部会	審議会
知識・経験者	1	杉岡 直人	北星学園大学	教授	高齢・介護	副会長
	2	小田 進一	北海道文教大学	教授	児童福祉	
関係団体又は団体の推薦する者	3	島田 道朗	恵庭市医師会	会長	高齢・介護	
	4	鏡 貢	恵庭市社会福祉協議会	会長	障がい	会長
	5	中村 正人	恵庭市老人クラブ連合会	会長	高齢・介護	
	6	西根 輝雄	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	会長	高齢・介護	
	7	泉 司	恵庭市身体障害者福祉協会	副会長	障がい	
	8	野原 聡	恵庭市町内会連合会	会長	障がい	
	9	山田 聡	恵庭市教頭会	研修部長	児童福祉	
	10	佐藤 順一	恵庭商工会議所	常務理事兼事務局長	障がい	
	11	熊谷 洋子	恵庭市地域女性連絡会	副会長	児童福祉	

【資料5】恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (4) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会

- (2) 障害者福祉専門部会
 - (3) 児童福祉専門部会（子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関をいう。）としての機能を有する。）
 - (4) その他市長が必要と認める専門部会
- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
 - 3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。
 - 5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。
 - 6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。
 - 8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
 - 9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)
 - (2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)
 - (3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)
(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料6】恵庭市保健福祉推進会議設置要綱

平成17年4月27日
保健福祉部長決裁

(設置)

第1条 恵庭市における保健及び社会福祉等の推進を図るため、恵庭市保健福祉推進会議
(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次の事項を所管する。

- (1) 保健及び社会福祉事業の推進に関すること。
- (2) 保健及び社会福祉の計画に関すること。
- (3) その他保健及び社会福祉等の推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長とし、副委員長には子ども未来室長をもって充てる。
- 3 会議の委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 会議に専門事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指定する委員をもって組織する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて会議又は専門部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から実施する。

別表（第3条第3項関係）

＜保健福祉推進会議委員の構成＞

委員長 保健福祉部長

副委員長 保健福祉部子ども未来室長

委員

（総務部） 総務課長 基地・防災課長 財政課長

（企画振興部） 企画・広報課長 まちづくり推進課長

（生活環境部） 市民課長 市民活動推進課長

（経済部） 農政課長

（建設部） 管理課長 都市整備課長

（教育委員会教育部） 教育総務課長 社会教育課長 スポーツ課長

（保健福祉部） 保健福祉部次長 子ども未来室次長 保健課長 保健課主幹 国保
医療課長 子ども発達支援センター長 子ども家庭課長 子ども家庭
課主幹 子育て支援課長 子育て支援課主幹 介護福祉課長 障がい
福祉課長 福祉課長